

「女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の
在り方に関する検討会」（第14回）議事次第

平成13年11月9日（金）14:00～16:00

於 厚生労働省専用会議室（専用18～20）

1. 開 会

2. 委員出席状況報告

3. 議 事

- ・ 女性と年金をめぐる諸論点についての討議

4. 閉 会

離婚時の年金分割、遺族年金に係る これまでの議論の概要

離婚時の年金分割について

- 現在、夫の報酬比例部分に対応する給付については、妻の寄与分は考慮されておらず、妻に受給権はないが、離婚清算時にその潜在的持分権を具体化して妻に譲るということは法律上は可能である。
- 年金分割は年金の一身専属性に反するという意見があるが、全財産の1/2の潜在的持分権を有し生計同一者である妻を一身専属性を理由に排除することは不当である。
- 離婚による年金分割を認めた裁判例は多数あり、法律上何らかの手当を行うことは過渡的措置として可能である。
- 離婚するときの財産分与について、その割合を1/2にするというのが国民的な合意になっているのか。年金分割することは賛成だが、年金制度が先走って、1/2の財産分与が法定される前に1/2を決めることがいいのか。
- 内助の功の利益を受けたのは夫なのだから、夫婦間での年金移転で解決すべきである。報酬比例部分の年金分割については、分割するか、しないか、あるいは分割割合も自由にし、受給開始時に社会保険庁に登録すべきではないか。
- 年金分割を行った場合には、過去の分も分割するのか、将来分だけにするのか、という非常に難しい問題が生じる。
- 離婚時の年金分割を制度化する場合には、今後、離婚、再婚の増加が予想される中で、個々の被保険者の婚姻ステータスを継続的に把握する必要があるが、これは相当に複雑なものになると考えられる。
- 中長期的な課題として離婚分割を検討していくべきである。

遺族年金について

- 夫が長生きすれば、その分夫が老齢年金を長く受給し、夫が早死にした場合には、妻が夫の老齢年金の3/4に当たる遺族年金を受給することになっており、遺族年金を受給する妻が得をしているとは必ずしも言えない。
- 現在既に高齢である人、今後就労して自ら収入を得られない人については、過渡期的な措置としての遺族年金は必要であるが、若年世代については、就職して自ら収入を得る可能性がある限りにおいて、今後遺族年金を廃止するという方向性を明確に示す必要がある。
- 現実に男女の賃金格差が大きく、また、雇用機会にも男女格差がある現状においては即時の個人単位化はなじまないと考える。しかし、夫婦の合意の上での適用除外を認めることは可能であり、その場合、離死別に関わらず婚姻期間について拠出、すなわち将来の年金給付額の基礎が2分されることにより、遺族年金は不要になる。
- 若い時に死亡した場合、例えば、子どもを2人抱えて夫が亡くなったというような場合にも遺族年金を廃止するのか。
- 若い時に死亡した場合には、子どもの生活費は児童手当で賄い、母親本人の生活費は、就業機会が保障され、保育サービスが保障されているかぎり、本人が働いて稼ぐべきである。
- 遺族厚生年金の受給要件は、男性については55歳以上であるのに対し、女性については制限がない。これは明文の男女差別であり、できるだけ速やかに解消すべきである。
- 現行の遺族厚生年金の3つの選択肢を廃止し、例えば夫婦の老齢厚生年金額の合算額の3/5を遺族厚生年金額とするという案も一つの解決方法ではないか。
- 遺族年金の支給を望む者が任意に遺族保険料を納めるという案や、妻帯者から遺族保険料を強制徴収するという案が考えられるが、前者については、非加入で遺族となった者の生活保障に欠けること、公的年金制度において任意加入を認めることに伴って生じる問題が多々あること、後者については、妻帯者のみの保険というのは社会保険として妥当か、

応能負担であるところに応益負担を加味することの可否、といった問題がある。

- 再婚による遺族年金失権を廃止すべきという案もあるが、若年死亡の場合には再婚した夫が働いて十分な給与を得ている場合も多く、こうした場合にも遺族年金を支給する必要があるのか、という問題がある。

I 離婚時の年金分割について

年金受給権の一身専属性について

- 各年金法には年金給付を受ける権利について、「譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない」ことが規定されている。
- この規定は、受給権者の権利を保護する趣旨で設けられている。もしこのような制限がない場合には、労働力を失い、あるいは働き手を失った受給権者が、一時的な利益のために年金権を譲渡したり、担保に供したりした場合、あるいは年金権が他人によって差し押えられた場合、年金が老後の生活を保障するものとならず、長期にわたって国民の生活の安定を図る年金制度の趣旨に沿わない事態が生じるおそれがあるためである。
- このような規定から、年金の受給権は、受給権者の一身に専属するものであるとされている。また、年金の受給権は、受給権者の死亡により消滅し、相続の対象にもならない。

(参考)

国民年金法第24条（受給権の保護）

給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、年金給付を受ける権利を別に法律で定めるところにより担保に供する場合及び老齢基礎年金又は付加年金を受ける権利を国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押える場合は、この限りでない。

厚生年金保険法第41条第1項（受給権の保護）

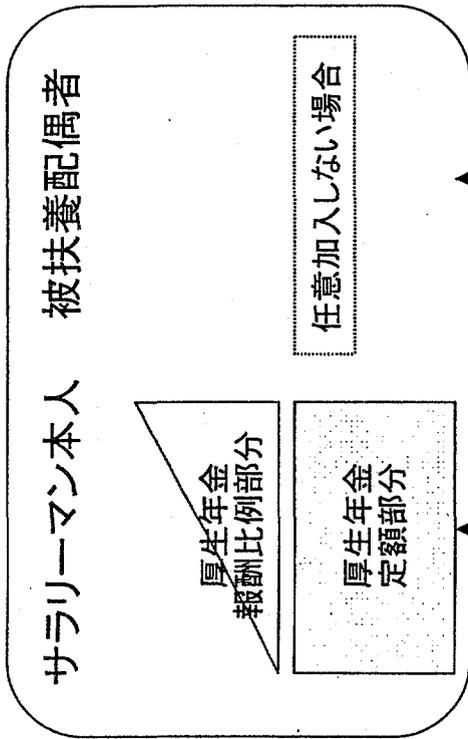
保険給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、年金たる保険給付を受ける権利を別に法律で定めるところにより担保に供する場合及び老齢厚生年金を受ける権利を国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押える場合は、この限りでない。

民法第896条

相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属したさいの権利義務を承継する。ただし、被相続人の一身に専属したものは、この限りでない。

基礎年金制度の導入と年金分割

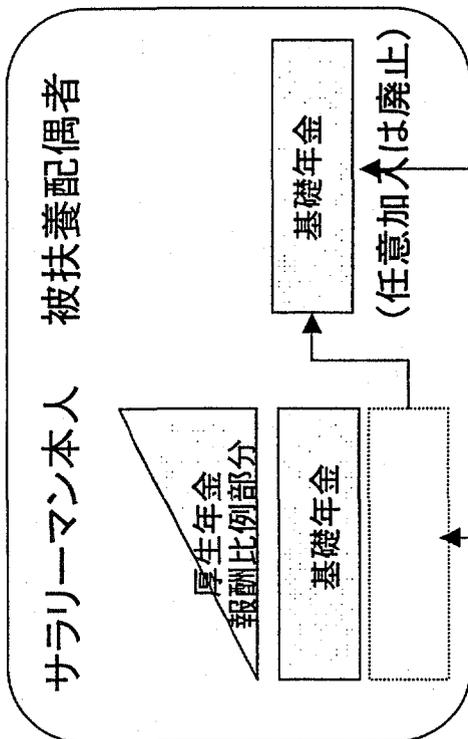
60年改正前



- 夫婦2人の生活を支える年金をサラリーマン本人に支給
- 保険料は、サラリーマン本人が負担

- 仮に離婚した場合は、被扶養配偶者に対して年金が支給されない

60年改正後



- サラリーマンの年金から被扶養配偶者の基礎年金相当部分を分離
- 保険料は、サラリーマン本人が負担

- 仮に離婚した場合であっても、被扶養配偶者に対して自分の基礎年金が支給される。

○従前の制度でサラリーマン本人に対して行われていた給付をサラリーマン本人と被扶養配偶者それぞれの基礎年金に分化、発展させたことにより、仮に離婚した場合であっても被扶養配偶者に対して、自分の名義の基礎年金が支給されることとなり女性の年金権の確立が図られた。

○基礎年金制度の導入により、老後の生活の基礎的な費用に対応する部分については、サラリーマン本人に対する年金給付が被扶養配偶者に分割されたと考えられることとできる。

民法の離婚時の財産分与の規定

現在の民法は、夫婦別産制の下（法第762条第1項）、法第768条において、離婚の場合に財産分与請求権を認めている。

民法762条第1項（夫婦別産制）

夫婦の一方が婚姻前から有する財産及び婚姻中自己の名で得た財産はその特有財産とする。

民法768条

協議上の離婚をした者の一方は、相手方に対して財産の分与を請求することができる。

- 前項の規定による財産の分与について、当事者間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、当事者は、家庭裁判所に対して協議に代わる処分を請求することができる。但し、離婚の時から二年を経過したときは、この限りでない。
- 前項の場合には、家庭裁判所は、当事者双方がその協力によって得た財産の額その他一切の事情を考慮して、分与をさせるべきかどうか並びに分与の額及び方法を定める。

平成8年2月に法制審議会において決定された「民法の一部を改正する法律案要綱」中で、判例を参考として、離婚時の財産分与額及び方法について明確化が図られている。

○「その他一切の事情」について、具体的な考慮要素を規定している。

○考慮要素の一つである「当事者双方の財産取得、維持に対する寄与の程度」については、その違いが明らかでないときには、「相等的い」ものとするとしている。

民法の一部を改正する法律案要綱（平成8年2月26日、法制審議会総会決定）

第六 協議上の離婚

二 離婚後の財産分与

- 協議上の離婚をした者の一方は、相手方に対して財産の分与を請求することができるものとする。
- 1 による財産の分与について、当事者間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、当事者は、家庭裁判所に対して協議に代わる処分を請求することができるものとする。ただし、離婚の時から二年を経過したときは、この限りでないものとする。
- 2 の場合には、家庭裁判所は、離婚後の当事者間の財産上の衡平を図るため、当事者双方がその協力によって取得し、又は維持した財産の額及びその取得又は維持についての各当事者の寄与の程度、婚姻の期間、婚姻中の生活水準、婚姻中の協力及び扶助の状況、各当事者の年齢、心身の状況、職業及び収入その他一切の事情を考慮し、分与させるべきかどうか並びに分与の額及び方法を定めるものとする。この場合において、当事者双方がその協力により財産を取得し、又は維持するに於いての各当事者の寄与の程度は、その異なることが明らかでないときは、相等的いものとする。

離婚による財産分与における年金

離婚の際の財産分与における年金の取扱については、将来受給する年金について清算の対象とすることを否定した判決（東京高判S61.1.29）がある一方、受給している年金も財産分与の対象とし、定期的に支給される年金の一部を相手方に支払うことを命ずる判決もみられる。

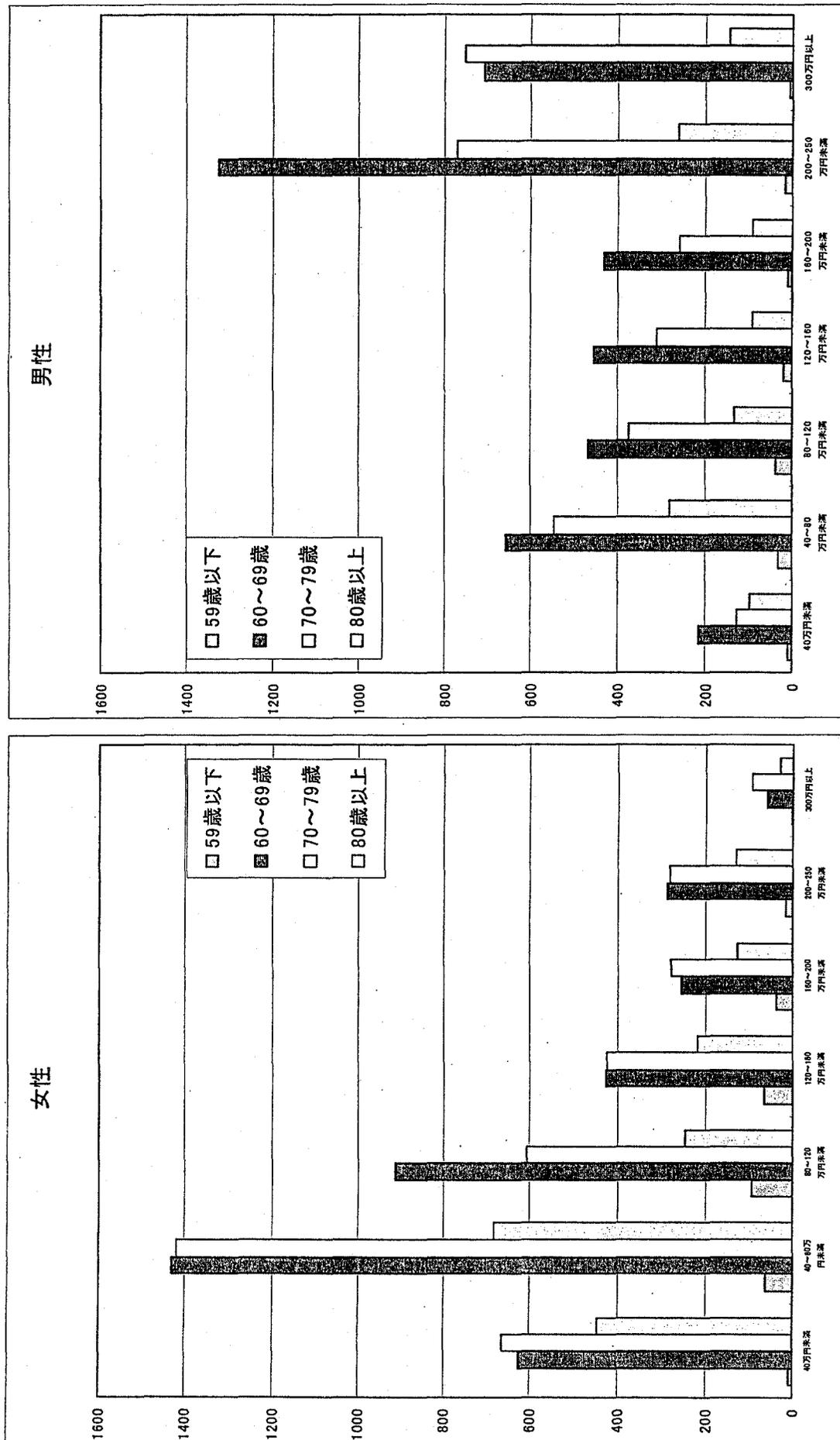
- ・年金の一身専属性との関係では、年金はあくまで受給者本人に支払われ、扶養的財産分与として、受給者が受給した年金の一部を定期金債務の形で相手方に支払うことを命じるという方法が採られている。

（参考）横浜地裁相模原支部平成11年7月30日判決の概要

- 本件は、64歳の妻が、同じく64歳である夫に対し、離婚及びこれに伴う財産分与等を求めた訴訟であり、妻の請求において現に夫が受給している特別支給の老齢厚生年金等も分与財産の対象とされた。
- 判決は、夫が現に受給している特別支給の老齢厚生年金と夫が勤務する会社の厚生年金基金の基本年金及び加算年金等の合計額を年額540万円余りと認定した上で、これから妻の65歳からの年金支給見込額年額46万円を控除した494万円の4割相当額（約198万円）を扶養的財産分与として妻に分与することとし、夫にその受給する年金の一部（月額16万円）を妻の死亡まで一般の定期金債務の形式で支払うことを命じた。
（本件では、一切の事情を考慮して財産分与全体の割合を4割としており、年金についても同じ割合が適用されている。）

（注）本件の控訴審では、本件婚姻関係が完全に破綻しているとまで認めるのは相当でないとして、本判決を取り消し、離婚請求を棄却している。（東京高判平成13年1月18日）

公的年金・恩給の年齢別受給額の男女比較

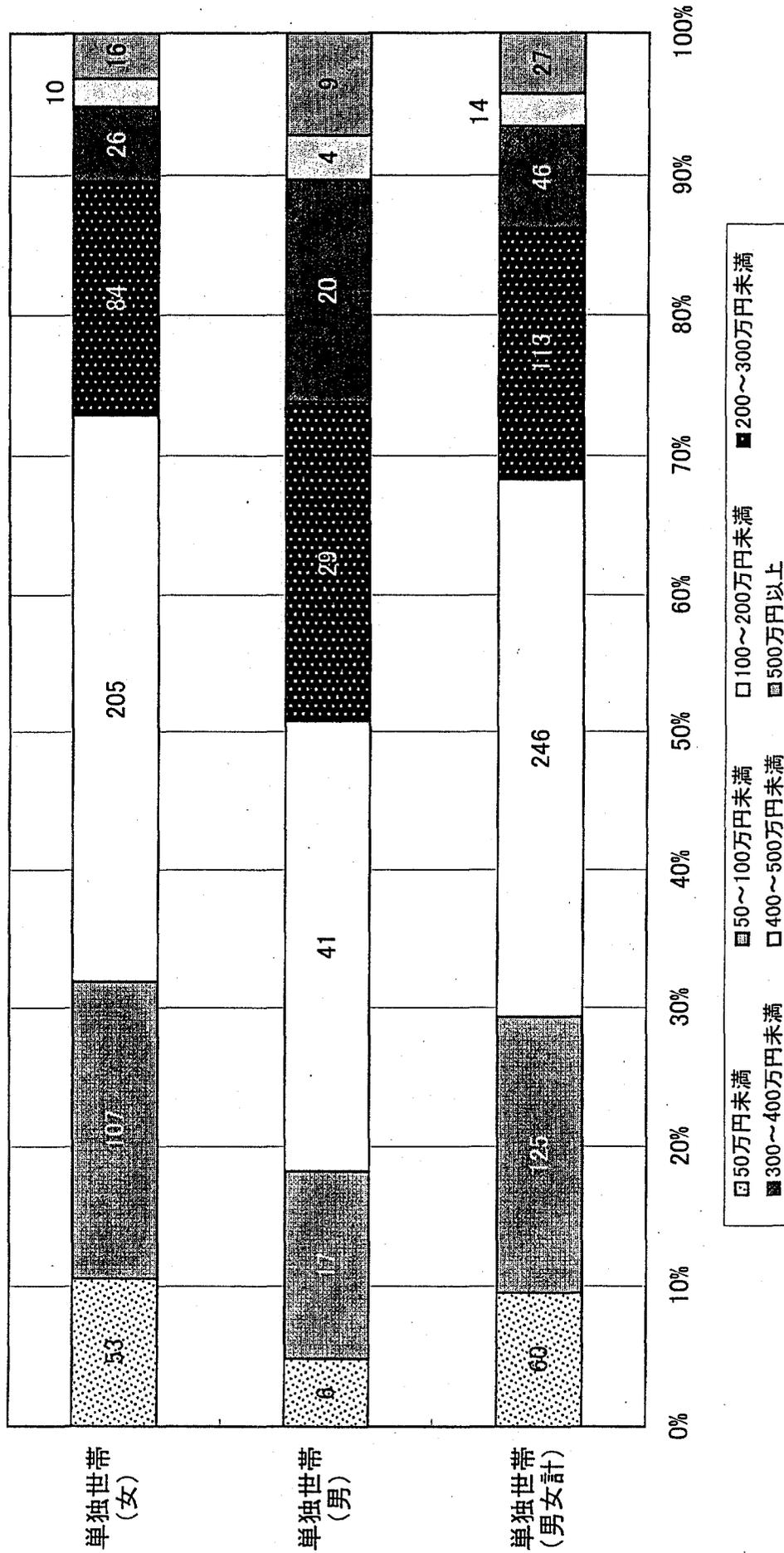


(注) 人員数は、総数10万に対する割合である。

(資料) 厚生省「平成10年国民生活基礎調査」

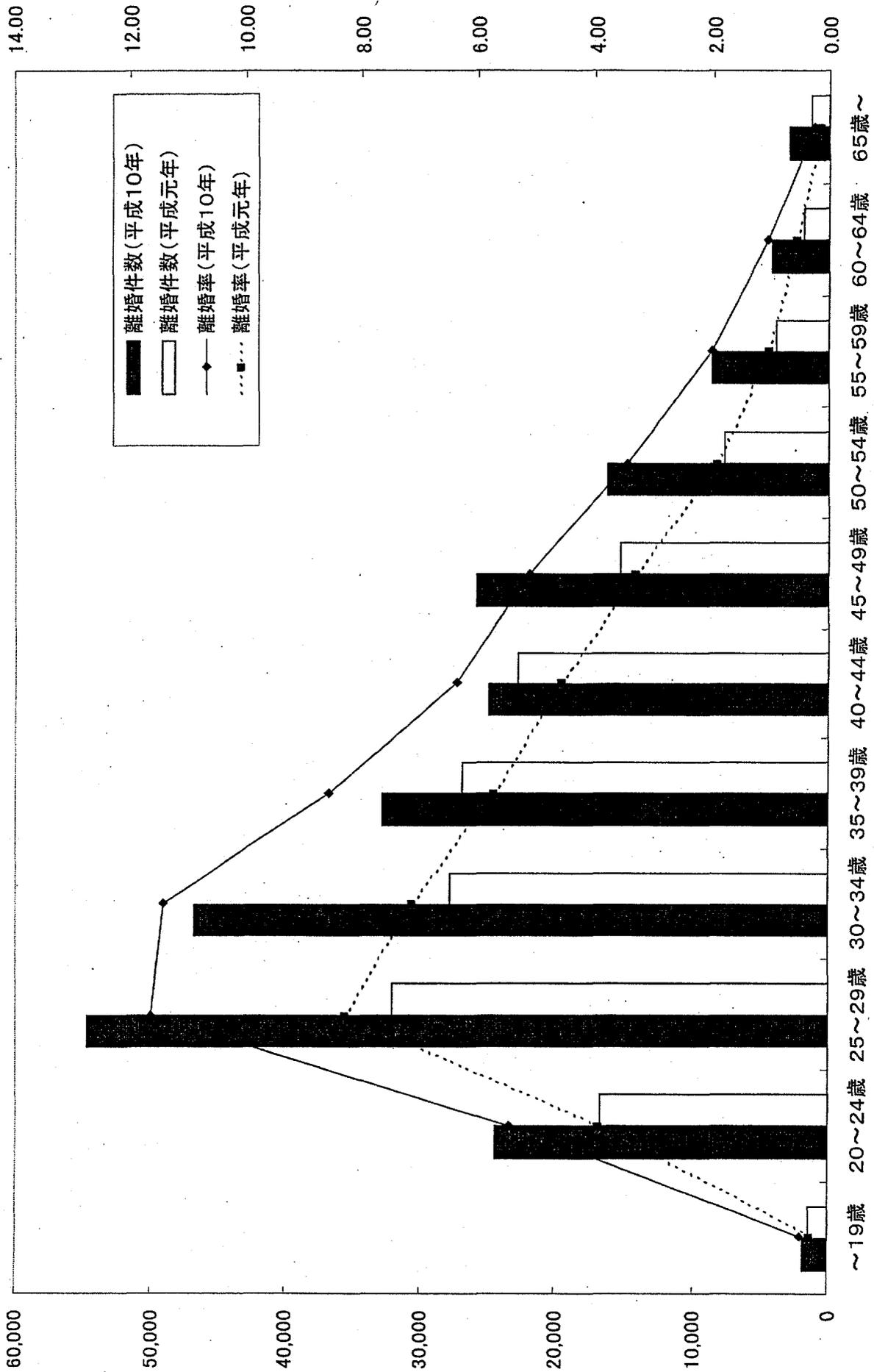
65歳以上単独世帯の所得金額

(世帯数1万対)



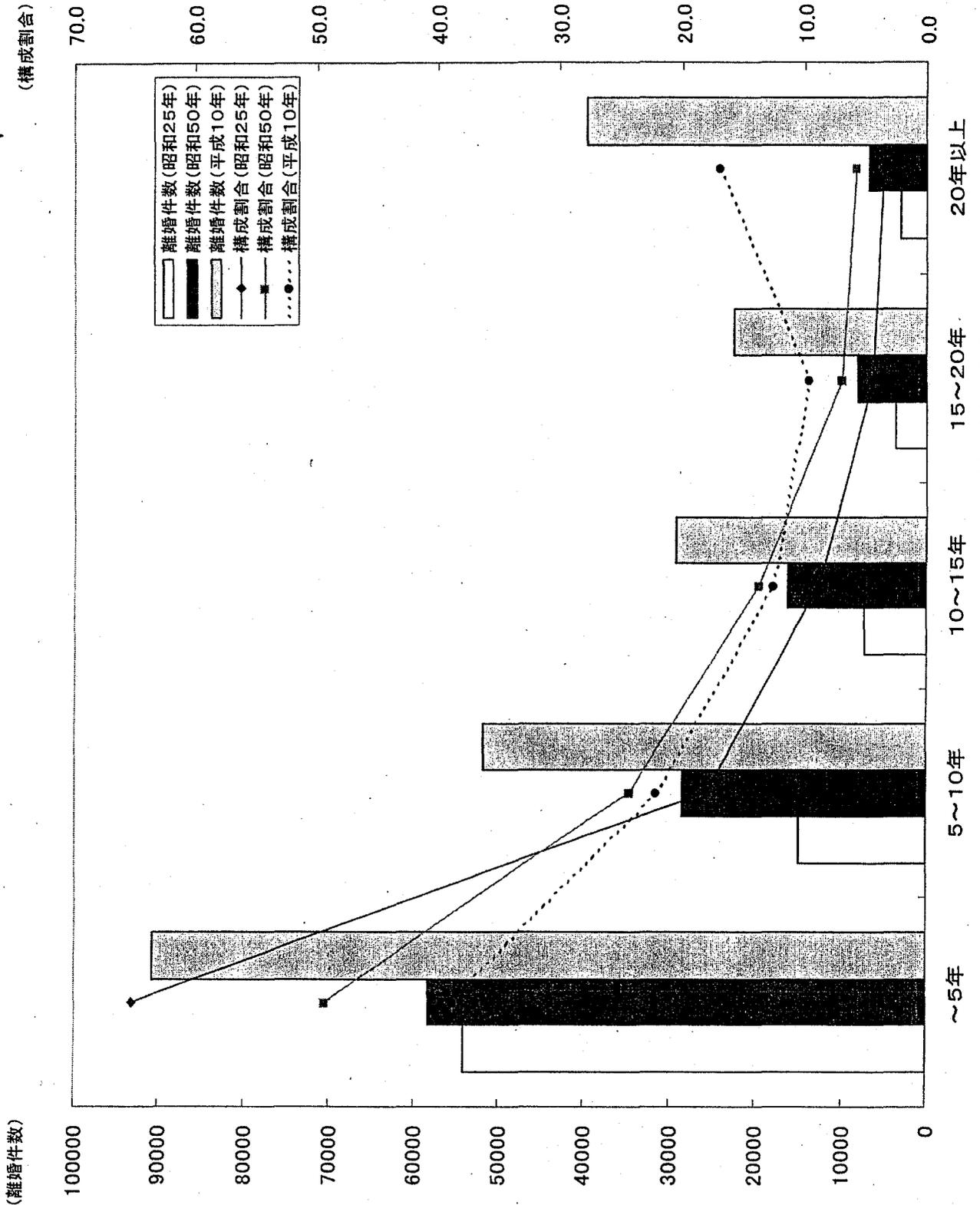
(出典:「平成10年 国民生活基礎調査」(厚生省))

年齢別離婚件数の推移



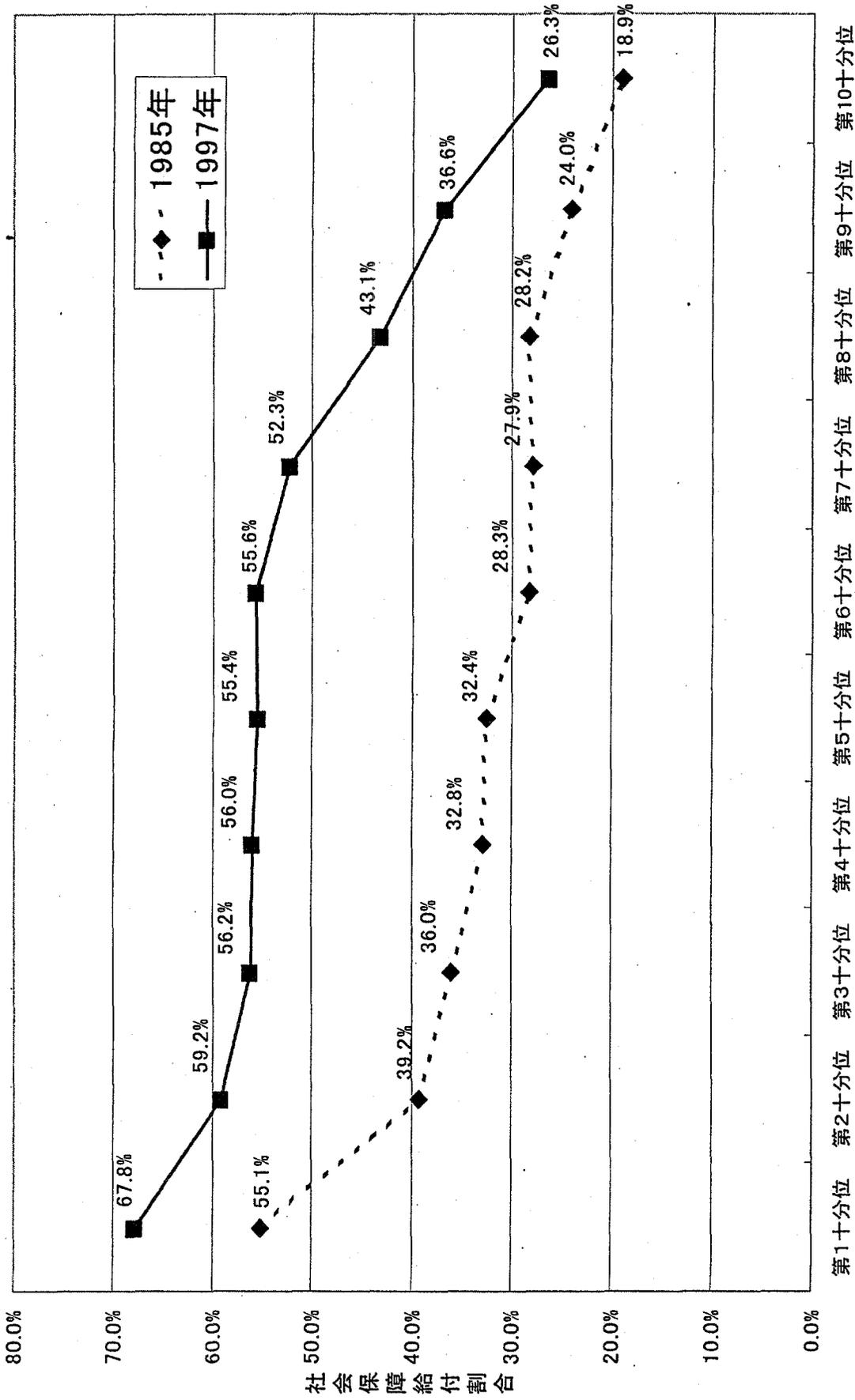
(資料)厚生省「人口動態統計」

同居期間別にみた離婚件数と構成割合



(資料)厚生省「離婚に関する統計(人口動態統計特殊報告)」

高齢者の所得階層別、所得に占める社会保障給付割合



所得階層

(資料)平成12年版厚生白書(45ページ)から抜粋。平成11年度厚生科学研究(政策科学推進研究)「活力ある豊かな高齢社会実現のための方策に関する研究」において「国民生活基礎調査」の個票を再集計した結果を引用したもの。高齢者の属する世帯の所得の合計を世帯員数で割って1人あたりの所得を求め、そのうち公的年金等の社会保障給付の占める割合をみたもの。

諸外国における離婚時等の年金の取扱い（年金分割等）

- いずれの国においても分割が行われるのは、離婚時に受給権が発生している場合に限り、受給権が発生する前であっても行われている。また、片方のみが年金権をもっている場合の分割だけでなく、双方が年金権をもっている場合の差の調整が含まれている。
- 分割の方法として、年金権そのもの（あるいは期待権、保険料納付記録）を分割する方法と、支払われる年金額を分割する方法がみられ、両方の方法が併用される国もある（ドイツ・イギリス）。
- 分割の内容及び手続きは、①離婚に伴い自動的に均等に分割されるもの（カナダ）②離婚をめぐる裁判手続きの中で、原則均分する取扱いとされているもの（ドイツ）③財産分与に当たった選択肢として財産分与手続きの中で総合的に考慮され、内容は個別ケースごとに裁判所が定めるもの（イギリス）と様々である。また、分割を行うかどうかについて、ドイツやカナダの一部の州では、当事者間で分割を行わない取決めがあれば尊重されている。
- 分割の対象とされているのは、公的年金では所得比例年金のみであり、ドイツ、イギリスでは企業年金等も対象となっている。
- 年金分割以外に、離婚した元配偶者に対しても配偶者年金が給付される取扱い（アメリカ）も存在する。

国名	対象	分割方法	分割手続	その他
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法定年金（所得比例年金） ○ 企業年金や個人年金も含めて分割 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 年金期待権の分割（原則的な方法） <ul style="list-style-type: none"> ・ 婚姻期間中に得た年金期待権（ポイント）の価値の半分に相当する部分を委譲 ・ これにより、元配偶者から独立した年金権が獲得できる ○ 債権的な年金分割 <ul style="list-style-type: none"> ・ 年金期待権の分割ができない場合等に、価値の半分に当たる年金額を現金で分割 ・ 義務者から権利者へ支払うという債権債務を承認する形での分割（裁判所が確認） ・ 元配偶者から独立した年金権は得られない 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 離婚は、裁判手続（離婚判決）を経てのみ可能となっており、年金分割もこの手続きの中で行われる。 ○ 当事者間で取決めを行う場合も家庭裁判所の許可が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本年の改正法により、婚姻中の夫婦についても、年金分割が可能とされた（25年以上の婚姻期間を持っているカップルが対象とのこと）。これは、義務的措置ではない

次ページへ続く

国名	対象	分割方法	分割手続	その他
ドイツ		<ul style="list-style-type: none"> ○ 当事者の取決めによる年金分割 <ul style="list-style-type: none"> ・ 夫婦の間で合意した取決め内容を裁判所が許可する形で行う分割 ・ あらかじめ夫婦が婚姻契約において年金分割を行わないことを取り決めることも可能 		
イギリス	<ul style="list-style-type: none"> ○ 付加年金 ○ 企業年金等も対象 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 財産分与における年金受給権の整理については、 <ol style="list-style-type: none"> ① 他の財産との相殺(Offsetting) ② 年金支払者に対して、年金の一部を他方に支払うことを命じる(Earmarking) ③ 年金の受給権そのものを分割(Sharing)の各方法を選択 ○ 分割する割合は裁判所の命令によって定められる ○ 分割対象は婚姻期間中に限定されない 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 離婚には裁判手続が必要だが、内容について当事者間に争いがない場合は、簡易な手続で行われる。 ○ 年金分割は、離婚に伴う財産分与の一環で行われる。 ○ Earmarking、Sharing は裁判所の命令により行われる 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基礎老齢年金は、年金分割の対象となっていないが、離婚した場合でも再婚していなければ、元配偶者の保険料納付記録に基づく基礎年金を受給できる
カナダ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 所得比例年金 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1年以上婚姻している夫婦が離婚の届け出をした場合、婚姻期間の間に獲得した年金権が等分に分割される(Credit-Splitting) <p>※ ただし、州の家族法で年金分割を行わない取決めを認めているものがあり、その場合分割は行われない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法律上の婚姻での離婚の場合は、離婚の届出により特別な手続を必要とせず分割 ○ 事実婚の場合は、年金分割の申請が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 婚姻関係が継続していても、夫婦両方が退職年齢(60歳以上)に達していれば年金権を等分できる(Pension Sharing)
アメリカ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 年金分割の仕組みはない <p>婚姻期間が10年以上の場合、離婚した場合でも元配偶者の保険料納付記録に基づき配偶者本人の年金額の50%が支給される</p>			

(第9回女性と年金検討会資料から抜粋、一部追加)

離婚時の年金分割に関する論点のポイント

○年金の分割の是非についての議論の整理

- ・そもそも離婚に伴う財産の整理は当事者間で行うべきことであり、年金制度において特別の対応をとるべき問題ではない、という意見があるが、どう考えるか。

○判例にみられる財産分与における年金の取扱いとの関係の整理

- ・紹介した判例にみられるように、現行の仕組みのままでも配偶者の年金の一部に相当する債務の確認がなされれば、年金を分割したと同様の効果は生じる。
- ・この場合、相手が支払いを怠った場合でも相手の年金を差し押さえることはできないこと、相手が死亡した場合には年金の支払いを受けられないこと等の問題が指摘されているが、どのように考えるか。

○年金受給権の一身専属性との関係の整理

- ・受給権者の権利を保護するという年金の一身専属性の趣旨との関係で、年金分割はどのような考え方で認められるか。
- ・年金の一身専属性の趣旨から考えて、分割の対象や方法は一定の制約を受けるのではないか(例えば、相手にすべて年金を譲渡するような分割は妥当とは言えないのではないか。)

○分割の位置付けと割合

- ・「必ず均等分割する」、「原則均等分割とする」扱いとする場合、
- ①民法の財産分与の規定が一切の諸事情を考慮して分与の有無や割合を定めることとしていることとの関係をどう考えるか。
- ②財産分与との関係を離れて、生活保障の観点から「必ず均等分割する」、「原則均等分割とする」扱いとすることは必要か、適当か。
- ・「分割の有無及び分割割合は離婚協議や裁判結果に委ねる」扱いとする場合、その割合は年金受給権の一身専属性との関係で一定の制約を受けるのではないか(相手にすべて年金を譲渡するような分割、相手に半分を超える部分を譲渡することは認められるか。)

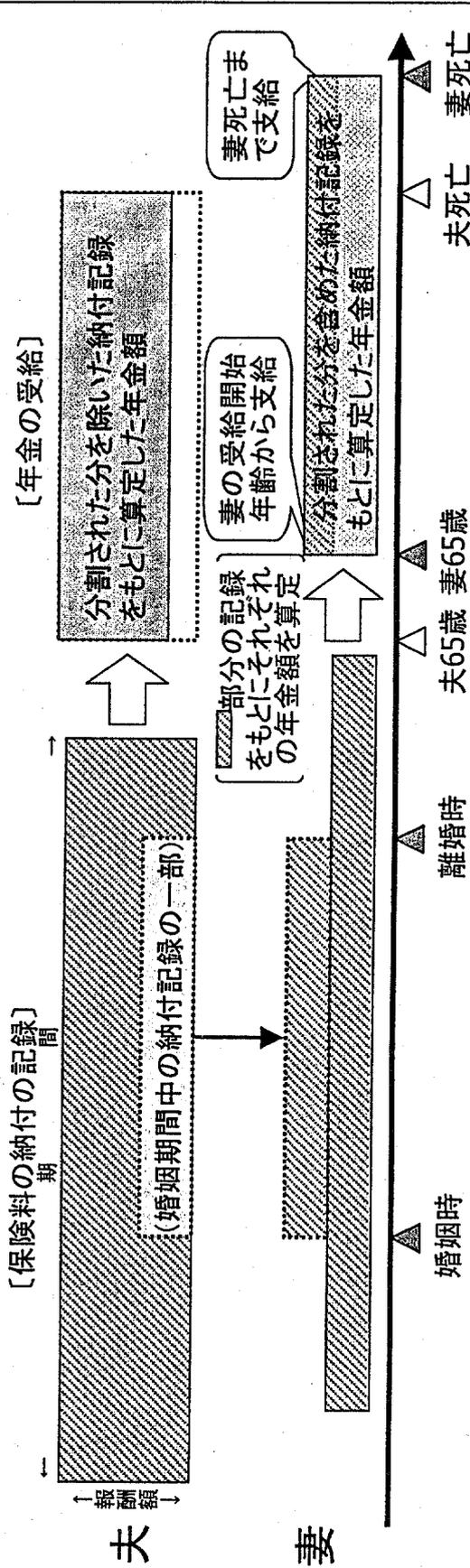
○分割の対象となる年金

- ・我が国においては、基礎年金部分はすでに制度的に分割がなされていると考えられ、分割の対象とならないと考えられるがどうか。
- ・報酬比例年金を対象と考える場合、厚生年金の一部を代行している企業年金(厚生年金基金)、企業年金に相当する給付を含む共済年金についてはどのように考えるか。

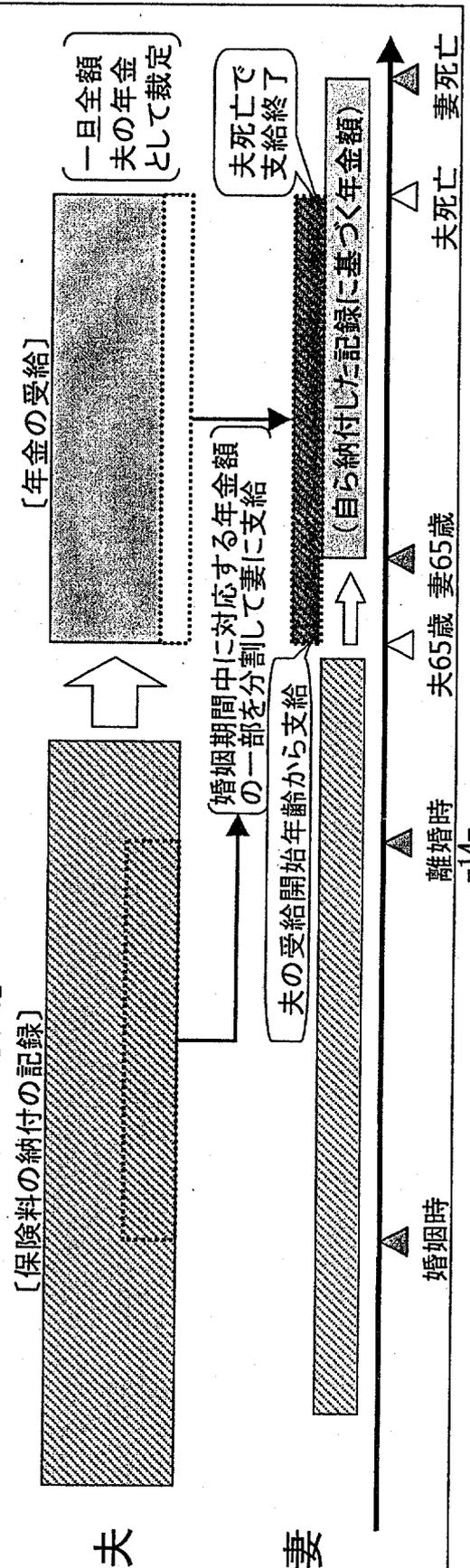
○分割の方法

ドイツ、イギリスにおいては、年金権そのものを分割する(我が国の制度においては、「保険料納付記録」の分割)やり方と、支給される年金額を分割する(我が国の制度においては、受給権者に帰属する年金債権の一部の譲渡)やり方がある。

【年金権そのものを分割する方法】



【支給される年金額を分割する方法】



【年金権そのものの分割】

- ・年金権そのものを分割する方法については、単に財産を分割したり債権を譲渡したりするという意味を超えて、元配偶者の保険料納付記録によって自分に生じた保険事故に対する給付が自分名義で行われるということを意味する。
- ・その結果、元配偶者から独立した年金権が得られることとなり、元配偶者が受給年齢に達しても自分が受給年齢とならない限り年金の支給はなく、逆に元配偶者が死亡しても分割された年金は支給されることとなる。
- ・この方法については、厚生年金内で積立方式の財政運営をとっている厚生年金基金（代行部分）と厚生年金本体との調整、厚生年金と共済年金の制度間の調整（分割した給付をどちらから出すか、財源の移管など）、分割した記録の管理、分割された記録を用いた年金額の算定ルール確立と社会保険業務処理システムにおける対応など、綿密な検討を要する事項が相当量存在する。

【支給される年金額の分割】

- ・支給される年金額の分割の場合、公的年金に採用することについて次の点について考慮が必要ではないか。
 - ①元配偶者が死亡したら分割された年金の支給も受けられなくなる。
 - ②逆に、元配偶者が年金受給者（例えば65歳）で自分は年金受給年齢に達していない（例えば55歳）場合、離婚という保険事故ではない事由によって受給年齢開始前の者が年金を受給することになる。
 - ③イギリスでは、この方法では、離婚後も相手の状況を気にかけなければならず、クリーン・ブレイク（離婚後は互いの関わり合いを絶つ）にならないと指摘されている。年金保険者も年金支給のため双方の状況を把握し続けることが必要となり、その間の事務量も膨大となる。

○分割の手續

- ・ドイツ、イギリスにおいては、分割は裁判所の判決、命令に基づいて行われているが、離婚のほとんどを協議離婚が占める我が国において、手續をどう考えるか。
- ・当事者の合意のみでの分割を認めることは可能か、また、適当か。
- ・年金分割に際して裁判手續の関与を求めると、家庭裁判所において離婚件数が増加している中で迅速かつ的確な対応をとることは体制的に可能か。

○対象となる離婚

- ・離婚期日—3か国とも施行日以降の離婚を対象。施行日以前の離婚を対象とすることは問題が大きいと考えられるがどうか。
- ・婚姻期間—カナダでは1年以上の婚姻期間がある場合を対象。我が国の離婚件数の大半は若年の婚姻期間が短期間の婚姻が占めているが、このような場合まで認める必要性はあるか。一定の婚姻年数以上の婚姻を対象とすることについてのどのように考えるか。

II 遺族年金について

現在の遺族年金制度の仕組み

○ 遺族年金制度は、

- ① 現役期に被保険者が死亡した時に、その者によって生計を維持されていた配偶者や子等に対する給付
- ② 年金受給者に厚生年金受給者である配偶者が死亡した時に、その者に生計を維持されていたもう一方の配偶者に対する給付の2つの性格をもった給付である。

○ 年金の選択の問題が生じるのは、自分の老齢年金の受給権を有する高齢の遺族配偶者に限られる。

遺族		遺族基礎年金	遺族厚生年金(注1)		
若 齢 の 遺 族 配 偶 者 の 場 合	子のいる場合 (注2)	妻	夫の報酬比例の年金額の3/4が支給される(注3・注4)		
		夫			
	子のいない 場合	配偶者死亡時の年齢 が55歳以上の場合	支給されない	60歳以降妻の報酬比例の年金額の3/4が支給される(60歳までは支給停止、子が遺族厚生年金の受給権を有する場合は夫の遺族厚生年金は支給停止される)	
		配偶者死亡時の年齢 が55歳未満の場合	支給されない		
		配偶者死亡時の年齢 が35歳未満の場合	支給されない		夫の報酬比例の年金額の3/4が支給される
		配偶者死亡時の年齢 が35歳以上の場合	支給されない		
高 齢 の 遺 族 配 偶 者 の 場 合	高 齢 の 遺 族 配 偶 者 の 場 合	妻	配偶者の報酬比例の年金額の3/4が支給される (参考) 自分の老齢厚生年金の受給権がある場合には、実際に受給する年金については、 ①遺族厚生年金のみを受給する ②自分の老齢厚生年金のみを受給する ③死亡した配偶者の報酬比例の年金額の1/2と自分の老齢厚生年金の1/2の額を併給する という3つから選択する。		
		夫			

(注1) 現役期に夫が死亡した時の妻や子に対する給付については、夫の被保険者期間が25年未満である場合、遺族厚生年金の金額は25年で計算される。

(注2) 「子」とは、18歳未満又は障害状態で20歳未満の子をいう。

(注3) 夫の死亡当時妻が35歳未満であっても、子どもが18歳に達した時点で妻が35歳以上である場合は、40歳以降65歳未満の間中高齢寡婦加算が加算される。

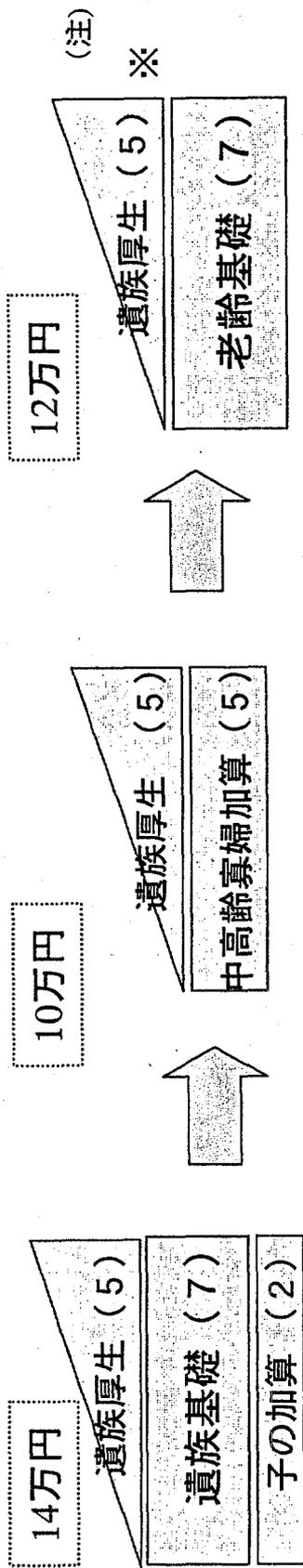
(注4) 遺族厚生年金を受けている妻が65歳になり、自分の老齢基礎年金を受給することができるようになったときに、昭和31年4月1日以前に生まれた者に対しては、中高齢寡婦加算と老齢基礎年金の差に相当するものとして、経過的寡婦加算が加算される。

(注5) この表で整理したケース以外に、夫の年齢、妻の年齢、子の年齢によって様々なケース(年金受給者だが18歳未満の子がいる、年金受給者である夫は死亡したが自らはまだ年金受給年齢とはなっていないなど)が生じ得るが、ここでは省略している。

(注6) 遺族厚生年金は、この表で整理した以外にも、子、父母、孫、祖父母が支給対象となるが、ここでは省略している。また、国民年金では独自制度として寡婦年金、死亡一時金があるが、ここでは省略している。

若年の遺族配偶者(妻)の遺族年金(1)

○厚生年金に加入していた夫死亡時に妻に18歳未満の子がある場合



夫死亡時～子が18歳到達

子が18歳到達～64歳
(妻が40歳以上)

65歳以降
(注) 65歳以降で自らの老齢厚生年金を受給できる場合については20ページ参照

○遺族厚生年金
平均標準報酬月額 $\times 7.125/1000 \times$
被保険者期間 $\times 3/4$ (被保険者期間が300月に満たない場合は300月)

○遺族基礎年金
804,200円 + 子の加算額

※子の加算
子が1人 231,400円
子が2人 462,800円
子が3人以上 462,800円
+ 1人につき77,100円加算

○遺族厚生年金
平均標準報酬月額 $\times 7.125/1000 \times$
被保険者期間 $\times 3/4$ (被保険者期間が300月に満たない場合は300月)

○中高齢寡婦加算
603,200円

○遺族厚生年金
平均標準報酬月額 $\times 7.125/1000 \times$
被保険者期間 $\times 3/4$ (被保険者期間が300月に満たない場合は300月)

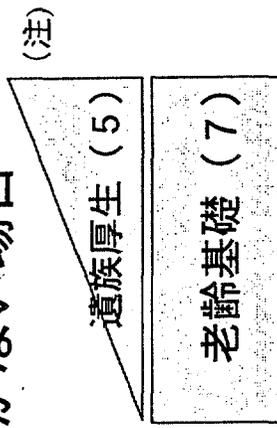
○老齢基礎年金
804,200円 \times 納付済月数 \div 免除月数 $\times 1/3 \div$
加入可能年数 $\times 12$

○遺族厚生年金の額については、モデル年金額と同様に男子の平均標準報酬月額367,000円で加入していたと仮定し、加入期間は300月(25年)みなしが適用されるものとして計算し、また、平成12年改正における給付乗率の5%適正化については、従前額保障が適用されるものとして計算した。

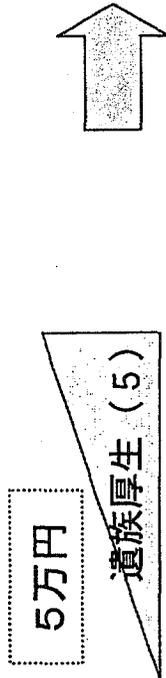
○老齢基礎年金の額は40年加入として計算した。なお、これは自らが保険料納付を行って受給権を獲得できるものであり、亡き夫が厚生年金に加入していたことで自動的に妻が65歳になって老齢基礎年金の受給権を得られるわけではない。
※昭和31年4月1日以前に生まれた者に対しては、65歳以上の老齢基礎年金が中高齢寡婦加算よりも低額となるため、生年月日に応じて遺族厚生年金に経過的寡婦加算が加算される。(年額20,200円～603,200円)

若年の遺族配偶者(妻)の遺族年金(2)

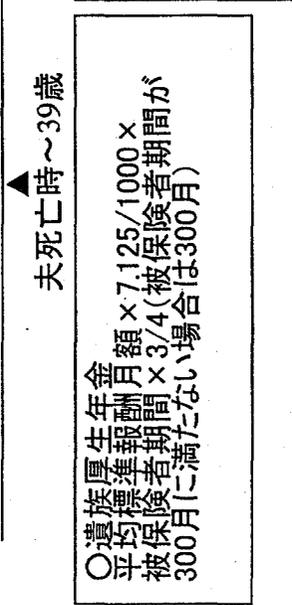
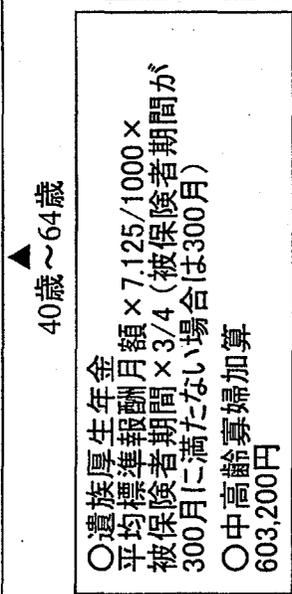
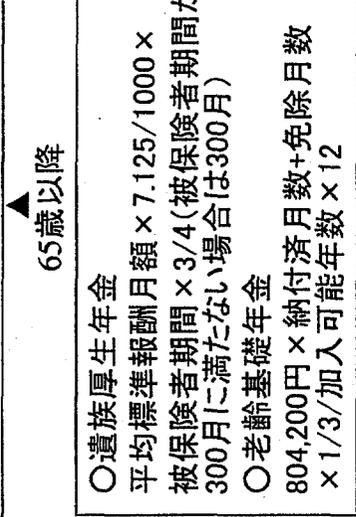
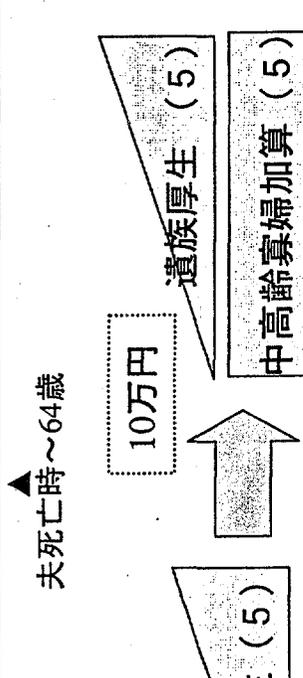
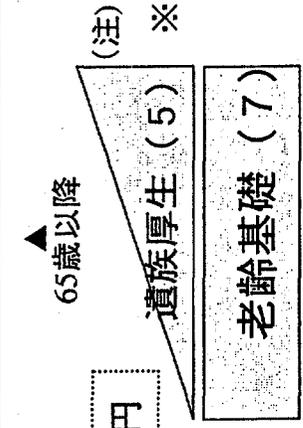
○厚生年金に加入していた夫死亡時に妻に18歳未満の子がない場合



夫死亡時妻
が35歳未満
の場合



夫死亡時妻
が35歳以上
の場合



○遺族厚生年金
平均標準報酬月額 $\times 7.125/1000 \times$
被保険者期間 $\times 3/4$ (被保険者期間が
300月に満たない場合は300月)

○遺族厚生年金
平均標準報酬月額 $\times 7.125/1000 \times$
被保険者期間 $\times 3/4$ (被保険者期間が
300月に満たない場合は300月)

○遺族厚生年金
平均標準報酬月額 $\times 7.125/1000 \times$
被保険者期間 $\times 3/4$ (被保険者期間が
300月に満たない場合は300月)

○老齢基礎年金
804,200円 \times 納付済月数 \div 免除月数
 $\times 1/3 \div$ 加入可能年数 $\times 12$

(注) 65歳以降で自らの老齢厚生年金を受給できる場合については20ページ参照

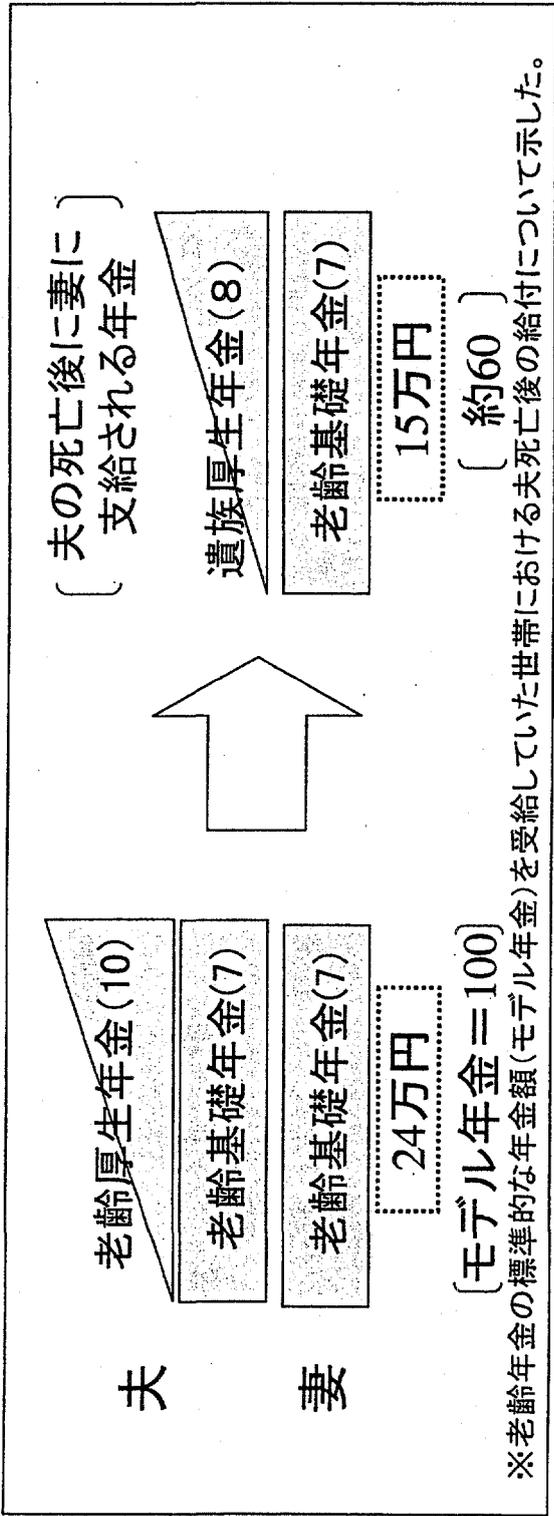
○遺族厚生年金の額については、モデル年金額と同様に男子の平均標準報酬月額367,000円で加入していたと仮定し、加入期間は300月(25年)のみなが適用されるものとして計算し、また、平成12年改正における給付乗率の5%適正化については、従前額保障が適用されるものとして計算した。

○老齢基礎年金の額は40年加入として計算した。なお、これは自らが保険料納付を行って受給権を獲得できるものであり、亡き夫が厚生年金に加入していたことで自動的に妻が65歳になって老齢基礎年金の受給権を得られるわけではない。

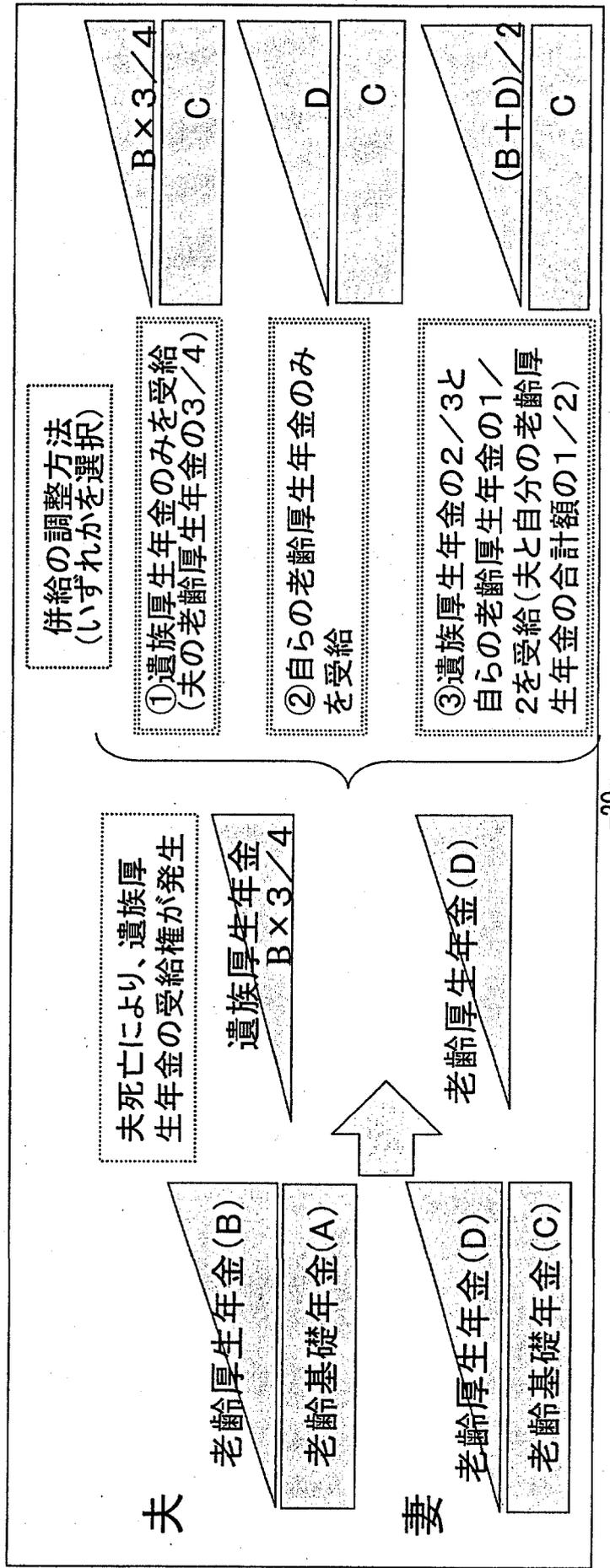
※ 昭和31年4月1日以前に生まれた者に対しては、65歳以上の老齢基礎年金が中高齢寡婦加算よりも低額となるため、生年月日に応じて遺族厚生年金に経過的寡婦加算が加算される。(年額20,200円~603,200円)

高齢の遺族配偶者(妻)の遺族年金

[モデル年金受給世帯]



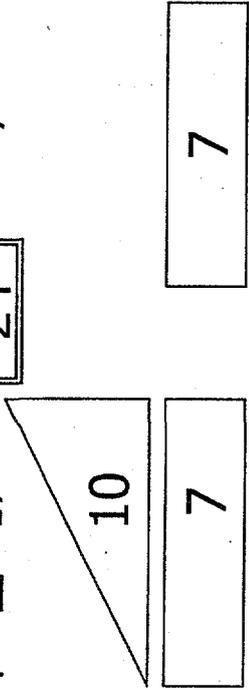
[自身の老齢厚生年金との併給調整]



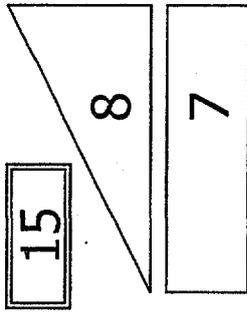
片働き世帯と共働き世帯の間での高齢期の遺族年金の不均衡

A₁ (報酬36) B₁ (報酬0)

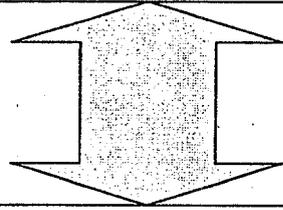
保険料 6.2 6.2 0
年金 17 24 7



A₁が亡くなった後のB₁の給付

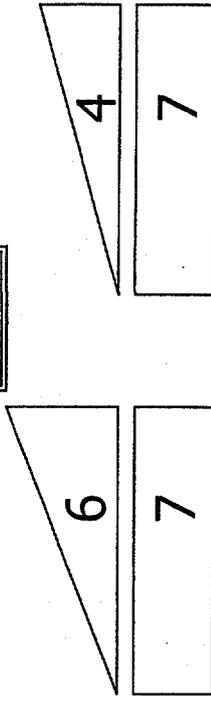


(老齢基礎年金 + A₁の厚生年金の3/4)

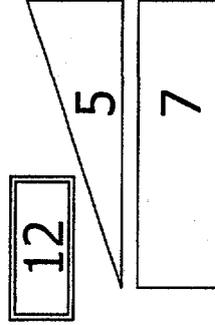


C₁ (報酬22) D₁ (報酬14)

保険料 3.8 6.2 2.4
年金 13 24 11



C₁が亡くなった後のD₁の給付



(老齢基礎年金 + C₁、D₁の厚生年金の1/2の合計額)

夫婦世帯で報酬額が同じ場合、片働き世帯と共働き世帯で老齢年金では給付と負担の関係が同一であるが、遺族年金については同一とはならない。



この2つの世帯の給付と負担の関係を遺族年金も含めて等しいものとするためには、論理的には、遺族厚生年金の水準(老齢厚生年金の4分の3)と、遺族厚生年金と老齢厚生年金を併給した場合の水準(現在は両者の老齢厚生年金のそれぞれ2分の1)を合わせる必要がある。

遺族年金の生計維持認定要件（850万円）について

遺族年金の受給権は、被保険者等が死亡した当時、被保険者によって生計を維持されていた遺族に対して発生する。「生計を維持されていた遺族」とは、死亡した被保険者と生計を同じくし、恒常的な収入が将来にわたって年収850万円以上になると認められること、という二つの要件を満たす遺族をいう。

○過去の経緯

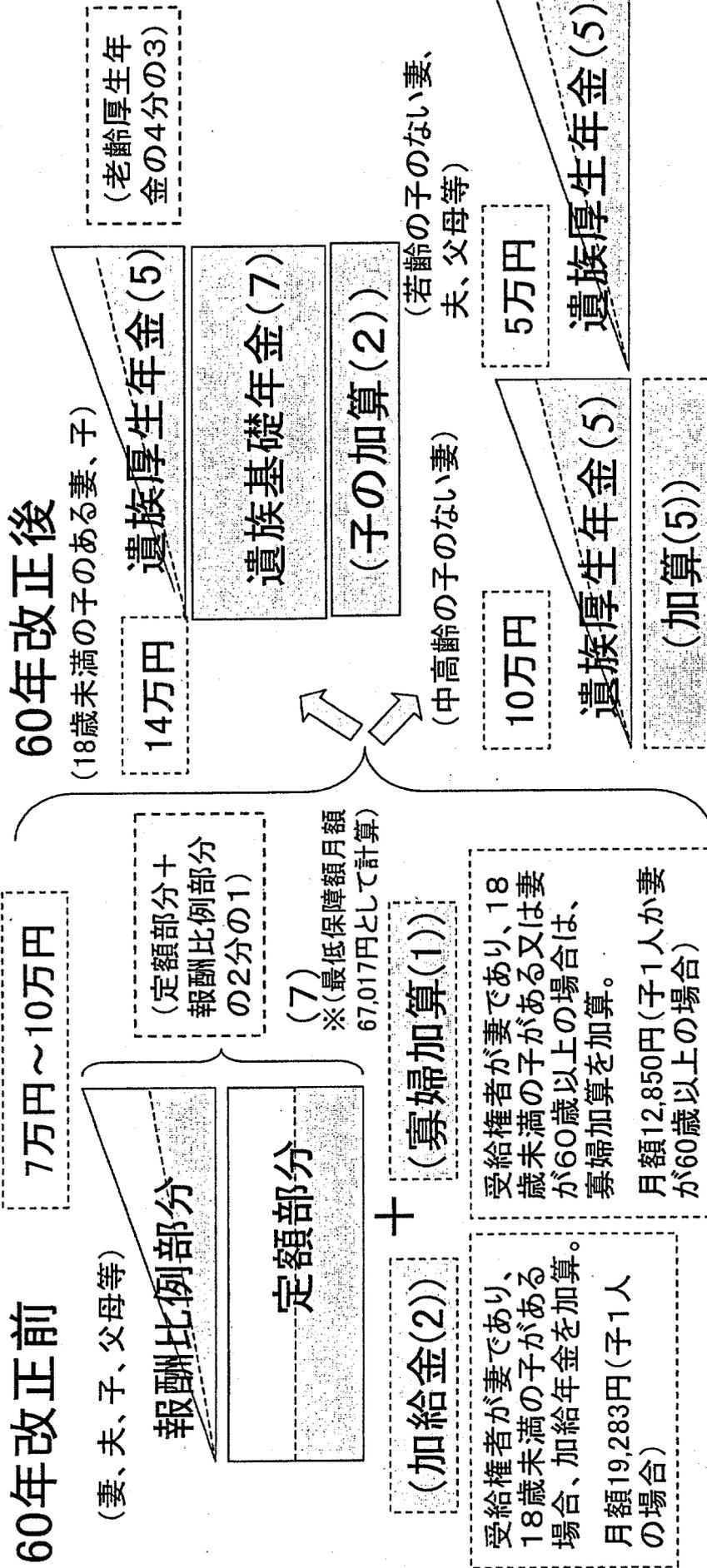
- ① 昭和60年改正前
国年、厚年：生計維持認定要件なし
共済：配偶者について、組合員の死亡時の給与の額を超える所得を将来にわたって有すると認められる者以外の者等
- ② 昭和60年改正
・各年金制度に共通の生計維持認定要件を設定。具體的には、厚生労働大臣の定める金額（600万円）以上の収入を将来にわたって有すると認められる者以外の者等
- ③ 平成6年改正
・厚生労働大臣の定める金額600万円以上を850万円以上に改定

○基準（850万円）の考え方

- 遺族年金の生計維持認定要件は、法律上権利発生要件とされていることから、社会通念上著しく高額の収入を有している者以外は生計が維持されていたものと考えて遺族年金の支給対象とする考え方がとられてきたもの
- 所得分位の上位10%に当たる者の推計年収をもつて基準を設定

基礎年金制度の導入に伴う厚生年金の若齢の遺族配偶者に対する遺族年金の仕組みの変化

昭和60年改正前の制度では、亡き夫の老齢年金の2分の1となっていた遺族年金の水準について、基礎年金制度の導入に伴う二階建て年金への再編成により、遺族の年齢や態様(子の養育、中高齢)による給付の重点化と水準の引き上げが図られた。



- 60年改正前と60年改正後の遺族年金について、現時点での給付水準を比較
- 遺族年金の額については、モデル年金額と同様に男子の平均標準報酬月額367,000円で加入したと仮定し、加入期間は60年改正前は、240月(20年)みなし(報酬比例部分も240月として計算)、60年改正後は300月(25年)みなしが適用されるものとして計算した。
- 18歳未満の子は1人として計算した。
- 中高齢の遺族配偶者に対する遺族年金についても、自らの老齢基礎年金に遺族厚生年金が支給される構成に再編成されている。

諸外国の公的年金制度における遺族年金の取扱い

- 子を養育する若齢の遺族配偶者に対する遺族年金は、フランスを除きいずれの国にも存在する。
- 子を養育しない若齢の遺族配偶者に対する遺族年金については、ないか、あっても、有期の給付か、子を養育する場合より低額の給付となっている。
- 高齢の遺族配偶者に対する遺族年金もスウェーデンを除きいずれの国にも存在する。この場合、自らの老齢年金の受給権を有する場合は、ドイツを除き、自らの老齢年金を受給した上で遺族年金について一定の調整が行われている。
- 受給資格における男女差は、ないか撤廃の方向である。
(アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、スウェーデンの5か国の制度についてまとめた。)

国名	子のある若齢の遺族配偶者の場合	子のない若齢の遺族配偶者の場合	高齢の遺族配偶者の場合
アメリカ	<p>◎養育者年金 — 16 歳未満又は障害を有する子を養育し、再婚していない配偶者に対し、被保険者の年金額の 75% を支給(上記の子がある場合、妻に年齢要件は無い)</p> <p>※同額が遺児年金として子に対しても給付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受給者が 65 歳未満で、年間 10,080 ドル [1,148,210 円] を超える他の収入がある場合、超過額の半分の給付額から減額。 ・家族の受給額の総額が被保険者の老齢年金の 175% 程度を超えた場合には減額される。 ・配偶者自身の老齢年金、障害年金を受給している場合には、その額だけ養育者年金は減額 ・10 年以上の婚姻期間がある場合は、離婚した元配偶者に対しても養育者年金が給付。 		<p>◎寡婦(夫)年金 — 60 歳以上又は障害を有する 50 歳以上の再婚していない配偶者に対し、被保険者の年金額の 100% を支給(子の有無は問わない)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寡婦(夫)年金の受給権を得た後に再婚しても給付。 ・所得制限、配偶者自身の老齢年金、障害年金との調整、家族の上限による減額、10 年以上の婚姻期間がある場合の離婚時の取扱いについては、養育者年金と同様。

イギリス	<p>◎養育者手当 — 児童手当受給対象となる児童(16歳未満又は16～18歳の学生)を養育している者、又は、亡くなった被保険者の子を妊娠している者に対して、養育者手当として週72.50ポンド[13,360円]の基礎年金と死亡者の付加年金額(報酬比例、2002年からは半額)を支給</p> <p>※子1人につき11.35ポンド[2,090円]の加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得制限はない。 ・子が児童手当対象年齢でなくなった時点で支給が停止。 ・亡くなった被保険者と離婚していた場合、再婚している場合には支給されない。 	<p>◎遺族手当 — 被保険者が死亡した時点で45歳以上60歳未満である配偶者に対して、1年間、遺族手当として週72.50ポンド[13,360円](55歳未満の場合、55歳を1年下回ることに7%減額)の基礎年金を支給</p> <p>◎遺族一時金 — 死亡した被保険者も配偶者も老齢年金の受給年齢に達していない場合、配偶者に対して、遺族一時金として、2,000ポンド[368,660円]が支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いずれも所得制限はない。 	<p>◎60歳に達した時点で、亡くなった夫の保険料納付に基づく配偶者年金(基礎年金と死亡者の付加年金額(報酬比例、2002年からは半額))を受給できる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自らの保険料納付に基づく老齢年金を受給できる場合には、基礎年金の満額、付加年金の最高限度額までは合計額を受給可能。 <p>※2010年からは、夫も亡くなった妻の保険料納付に基づく配偶者年金を受給できるようになる予定。</p>
ドイツ	<p>◎大寡婦(夫)年金 — 18歳以下の寡婦(夫)の子、被保険者の子を養育する場合は、再婚していない寡婦(夫)に、年金種別計数0.6(当初3ヶ月のみ1.0)の年金を支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月額1,282.51マルク[79,580円](子1人に対して272.05マルク[16,880円]を加算)以上の所得がある場合には、この額を超える所得の40%に相当する額が年金から減額。 ・生前に離婚した配偶者が死亡した場合、配偶者自身が保険料納付要件を満たし、再婚していないときは、養育年金が支給(自らの保険料納付に対応する給付として)。 	<p>◎小寡婦(夫)年金 — 45歳未満の再婚していない寡婦(夫)に、年金種別計数0.25(当初3ヶ月のみ1.0)の年金を支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得制限は大寡婦(夫)年金と同様。 ・就労不能又は稼働不能の場合、45歳に到達した場合は、大寡婦(夫)年金が支給(自らの保険料納付に基づく老齢年金とは併給。) 	<p>◎大寡婦(夫)年金 — 45歳に達した再婚していない寡婦(夫)に、年金種別計数0.6(当初3ヶ月のみ1.0)の年金を支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得制限、離婚時の取扱いは子がある配偶者と同様
フランス	<p>◎寡婦(夫)手当 — 亡くなった被保険者の再婚していない(1年目は月3,744フラン[69,260円]、2年目は月2,065フラン[38,200円]、3年目は月1,573フラン[29,100円])を支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得が四半期で11,790フラン[218,120円]未満の場合に支給。 ・受給者が50歳以上の場合には、55歳まで3年目と同額の給付を支給 ・55歳未満のため、自身の退職年金との併給問題は生じない。 	<p>◎遺族年金 — 亡くなった被保険者の再婚していない55歳以上の配偶者(2年以上の婚姻期間又は婚姻による子を有する配偶者が対象。亡くなった被保険者と離婚した者も含む。)に、被保険者に対する年金の54%を支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得が年間83,658フラン[1,547,670円]を超えない場合に支給。 ・配偶者自身の退職年金を受給している場合には、一定の上限のもとで遺族年金を併給可能。(亡くなった被保険者の年金額と自身の年金額の合計の52%(あるいは一般制度における退職年金の最高限度額の73%)を超えないという制限あり。) ・複数の受給可能な配偶者がいる場合には、婚姻期間に応じて比例配分。 	<p>◎遺族年金 — 亡くなった被保険者の再婚していない55歳以上の配偶者(2年以上の婚姻期間又は婚姻による子を有する配偶者が対象。亡くなった被保険者と離婚した者も含む。)に、被保険者に対する年金の54%を支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得が年間83,658フラン[1,547,670円]を超えない場合に支給。 ・配偶者自身の退職年金を受給している場合には、一定の上限のもとで遺族年金を併給可能。(亡くなった被保険者の年金額と自身の年金額の合計の52%(あるいは一般制度における退職年金の最高限度額の73%)を超えないという制限あり。) ・複数の受給可能な配偶者がいる場合には、婚姻期間に応じて比例配分。

<p>スウェーデン</p>	<p>◎基礎年金 ①生活転換年金 死亡者と5年以上婚姻、同居していた65歳未満の配偶者に、6か月間、死亡者の年金の90%(居住期間により減額)を支給。 ②延長された生活転換年金 ①の支給期限後、子が12歳になるまで、①と同額の年金を支給 ③特別遺族年金 ①の支給期限後、自分の仕事の収入だけでは生活していけないと認定された場合に、65歳まで、①の1/4~3/4の年金が支給。 ※他に、経過的な寡婦年金(終身年金で自身の老齢年金と併給可能)、及び、遺児に支給される寡婦年金(片親死亡の場合死亡者の年金の25%。18歳まで(学生の場合は20歳まで)支給。)がある。</p> <p>◎報酬比例年金 死亡者が年金受給者であったか、3年以上被保険者であった場合、65歳未満の配偶者に対して、基礎年金と同様の要件で、 ①生活転換年金(死亡者の年金の40%) ②延長された生活転換年金(①と同額) ③特別遺族年金(①の1/4~3/4の額)が支給。 ※他に、経過的な寡婦年金(終身年金で自身の老齢年金と併給可能)、及び、遺児に支給される年金(死亡者の年金の30%、子どもが1人増えることに20%追加(上限100%)。支給年齢は基礎年金と同じ。)がある。</p>
---------------	---

遺族年金に関する論点のポイント

○現役期の被保険者の死亡に伴う所得喪失への対応

- ・個人単位化を貫けば遺族年金は廃止することとなるという考え方がありますが、子を養育する若齢の遺族配偶者に対する保障は、ほとんどの国の年金制度において行われており、また、子のない若齢の遺族配偶者と比べても手厚い給付が行われている。このような必要性についてどのように考えるか。
- ・子を養育しない若齢遺族配偶者については、現在の我が国の制度では、子を養育する者と比べて低額の給付とつつ中高齢者に配慮した給付設計をとっているが、諸外国の制度においては給付がないか有期の給付としているものもみられることについてどう考えるか。

○高齢期の年金受給者の死亡に伴う所得喪失への対応

- ・我が国の制度においては、基礎年金部分は自らの老齢基礎年金と整理されており、遺族給付は行われていない。
- ・遺族厚生年金の給付は、高齢期の所得保障として、老齢厚生年金が形を変えて遺族に支給されるという性格が強いと考えられる。
- ・個人単位化を貫けば遺族年金は廃止するという考え方がありますが、諸外国において、子のない若齢の遺族配偶者について給付がない、あるいは有期の給付となっている国でも、高齢期には亡き配偶者の保険料納付に基づき給付は行われている。この点、我が国においてどう考えるか。

○支給要件における男女差

- ・遺族年金の支給要件における男女の取扱いの違いは、ほとんどの国で存在しない。
- ・男女差をなくしていく方向で考える場合、給付の設計や生計維持要件をどのように考えるか。

○遺族年金と老齢年金の併給(共働き世帯と片働き世帯の不均衡への対応)

- ・同収入の共働き世帯と片働き世帯の遺族年金を同額にするためには、論理的には、遺族厚生年金の水準(現在は老齢厚生年金の4分の3)と、遺族厚生年金と老齢厚生年金の併給を選択した場合の水準(現在は両者の老齢厚生年金のそれぞれ2分の1)を合わせることにより可能となる。
- ・「4分の3」と「2分の1」の割合を合わせることとした場合、
 - ①遺族厚生年金と老齢厚生年金の併給を選択した場合の水準を4分の3に引き上げて両者の割合を合わせた場合、ともに長期間高報酬を得ていた夫婦で過剰な給付とならないか。また、今後厳しくなることが想定される年金財政からみて給付水準の引き上げは可能か。
 - ②逆に、遺族厚生年金の水準を現在の4分の3から引き下げて両者の割合を合わせた場合、厚生年金加入期間のない者のいる夫婦の給付水準、併給問題とは関係のない若年の遺族配偶者に対する給付水準を引き下げることになるが、適当か。
- ・また、高齢期の遺族年金と老齢年金については、一定の調整が行われている国が多いが、自らの保険料納付に基づき老齢年金の支給を基本とし、遺族年金額を調整する構成がとられている。自ら働いて保険料を納付したことができる限り給付額に反映する仕組みとする考え方から、我が国の遺族年金において、このような構成についてどう考えるか。

Ⅲ 短時間労働者に対する厚生年金の適用に関する論点について（追加）

近年におけるパートタイム労働の変化等について

1 近年におけるパートタイム労働の変化

- 経済・雇用構造の変化や価値観の多様化を反映して、労働者の働き方も変化し、パートタイム労働、派遣労働等多様な働き方を選擇する者が増加している。企業側からすると、事業環境の変化に機動的に対応できることや、知識、技術、経験のある即戦力の労働者を採用できるというメリットがあり、一方、労働者側からすると、自らの能力を活かして自由な時間に働けるというメリットがあることから、これらの働き方は今後も拡大するものと見込まれる。
(雇用対策基本計画（平成11年8月）)
- 雇用者に占めるパートタイム労働者の割合が大幅に増加している。また、就業の状況については、専門的・技術的職業従事者や役職者が増加しつつあるなどその職域が多様化するとともに、勤続年数も長期化する傾向がみられる。
- 経営環境が変化の中で、パートタイム労働者は、基幹的・恒常的な労働力としての役割を担い、企業の戦力としての活用が進んでいる。

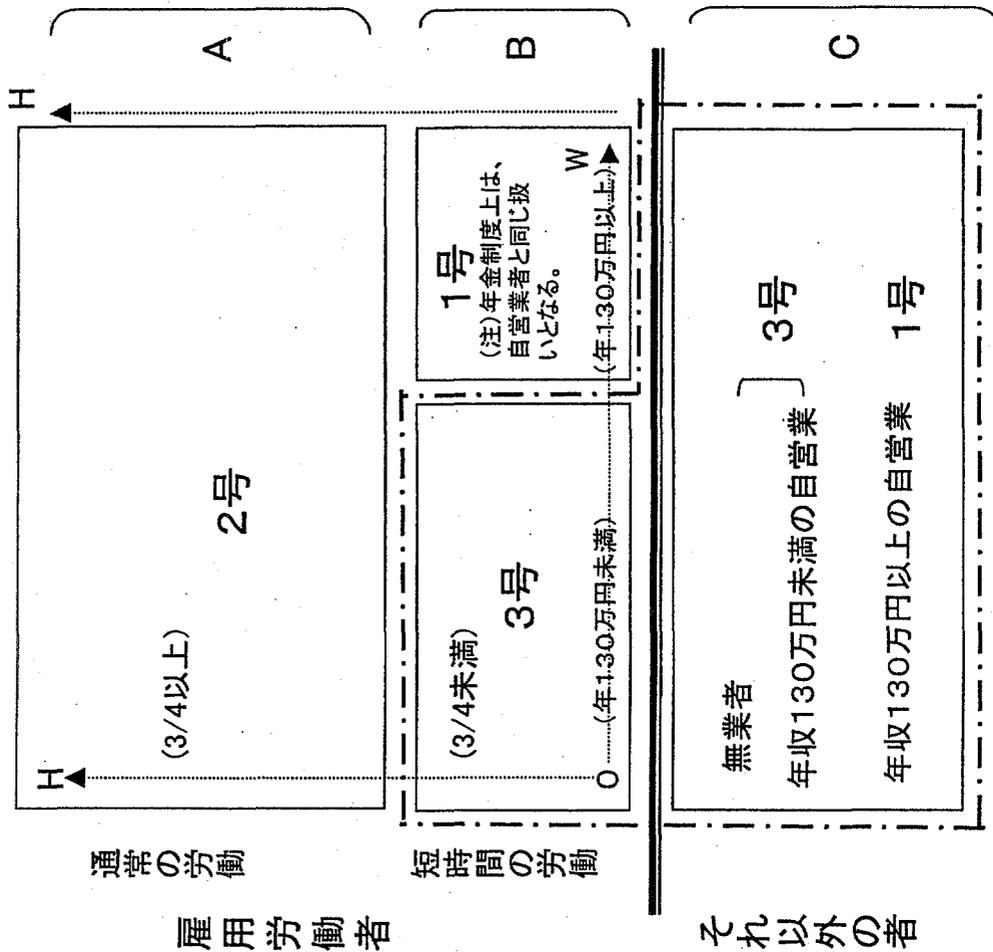
2 パートタイム労働に係る課題

- パートタイム労働者が雇用者全体の約2割を占め、基幹的・恒常的な労働力としての役割を担いつつある現状において、パートタイム労働を労使にとつて選擇のきく良好な就業形態とすることは、単にパートタイム労働だけの問題ではなく、経済社会全体の大きな課題である。特に、ここ当面はパートタイム労働者数は需給両面の要因から増加が続くことが見込まれているが、これらパートタイム労働者の能力発揮がなければ、人材の枯渇を招き、生産性の向上、経済の発展にも重大な影響を与えかねない。
(女性少年問題審議会建議「短時間労働対策のあり方について」(平成10年2月))
- パートタイム労働については、個々の労働者により主体的に選擇され、またその能力の有効な発揮ができるような良好な就業形態としていくことが重要である。
このため、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」等に基づき、就業の実態、通常の労働者との均衡等を考慮したパートタイム労働者の適正な労働条件の確保及び雇用管理の改善を図る等の対策を推進する。
(雇用対策基本計画（平成11年8月）)
- パートタイム労働を企業や労働者が必要に応じて選擇でき、また、パートタイム労働者自身がその有する能力を有効に発揮できる良好な雇用形態としていくことは、企業やパートタイム労働者自身にとつてはもとより、人的資源を有効に活用する観点から、今後の我が国経済にとつても極めて有効な課題となっている。
(パートタイム労働に係る雇用管理研究会(公労使三者構成)報告(平成12年4月))

年金制度におけるパートタイム労働者の位置付け

○ 年金制度の支え手の拡充、労働者に対する適切な年金保障と負担のあり方という観点から、現行制度についてどのように考えるか。

【配偶者が厚生年金の被保険者である場合】

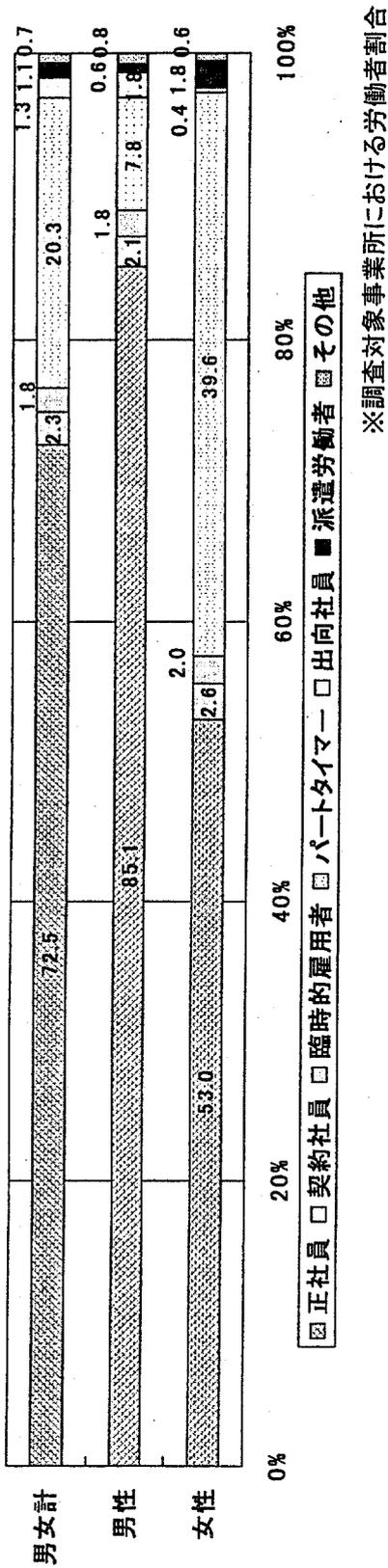


厚生年金保険法第1条(抄)

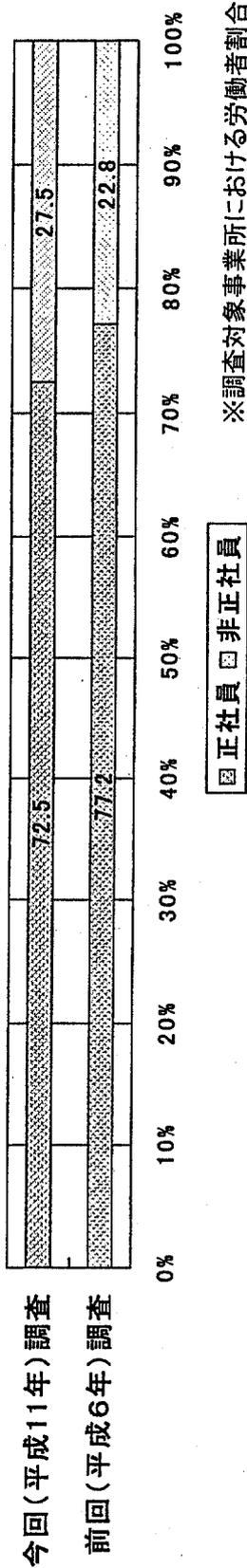
この法律は、労働者の老齢、障害又は死亡について保険給付を行い、労働者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

就業形態の多様化について

就業形態別労働者割合



正社員及び非正社員労働者割合



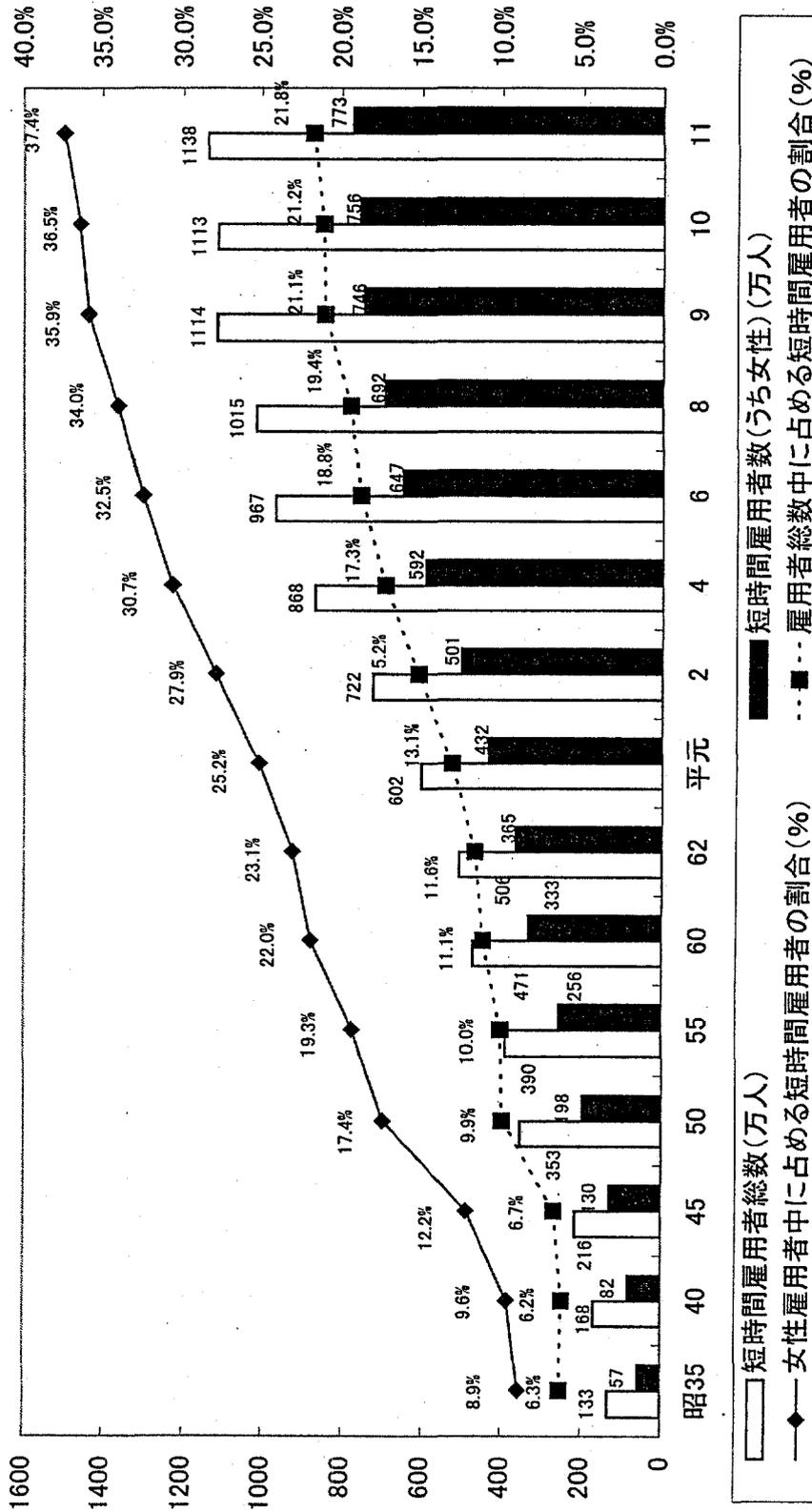
非正社員の就業形態別労働者割合(%)

計	契約社員		短時間のパート		出向社員		派遣労働者	
	今回	前回	今回	前回	今回	前回	今回	前回
100	2.3	1.7	14.5	13.7	1.3	1.4	1.1	0.7

注:「短時間のパート」の今回は「パートタイマー」の数値。
 注:「パートタイマー」は「短時間のパートタイマー」及び「その他のパートタイマー」を含む。
 「短時間のパートタイマー」は、いわゆる正社員より1日の所定労働時間が短いが、1週の所定労働日数が少ない者。雇用期間は1ヶ月を超えるか、または定めがない者。
 「その他のパートタイマー」は、いわゆる正社員と1日の所定労働時間と1週の所定労働日数がほぼ同じ者。雇用期間は1ヶ月を超えるか、又は定めのない者で、パートタイマーその他これに類する名称で呼ぶ者。

資料出所:労働省「平成11年就業形態の多様化に関する総合実態調査」

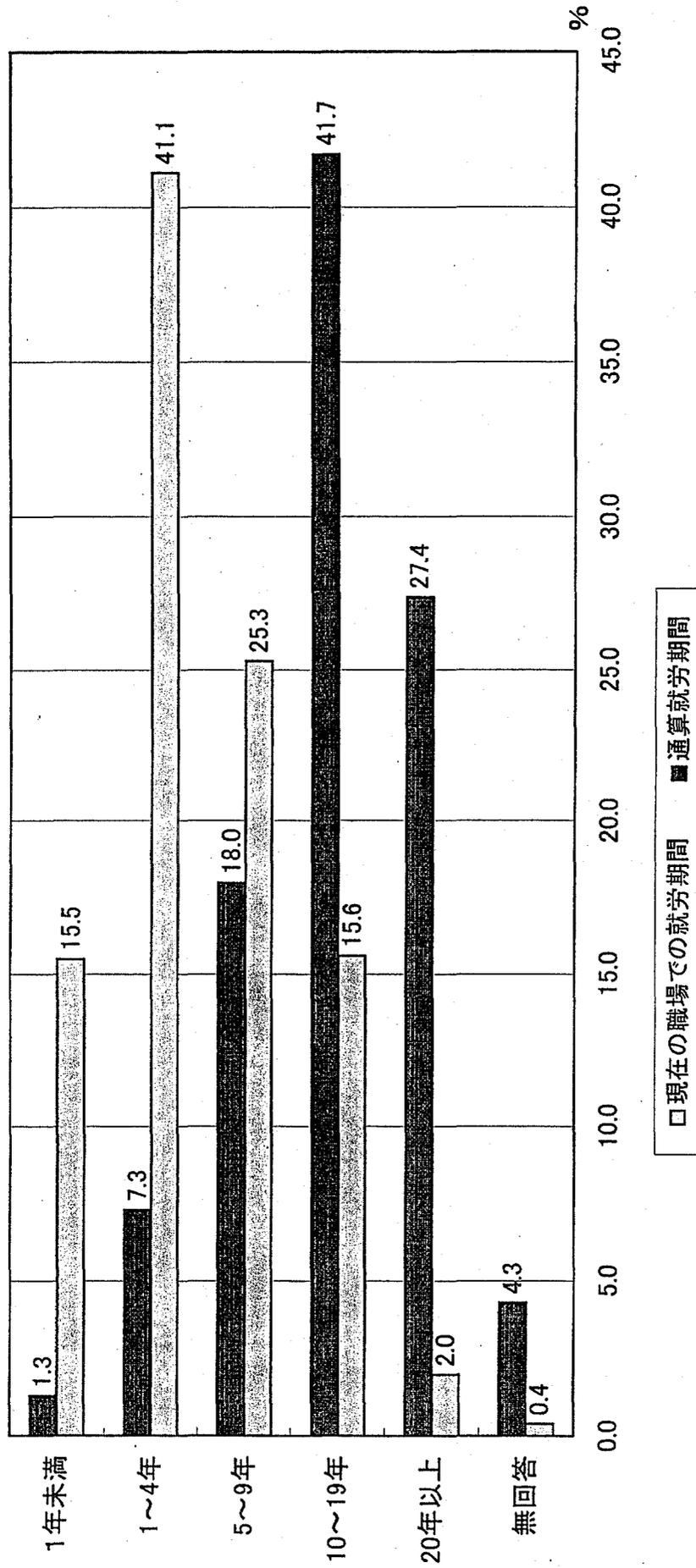
短時間雇用者数の推移(非農林業)



注:「短時間雇用者」…週間就業時間35時間未満の者

資料出所:総務庁統計局「労働力調査」

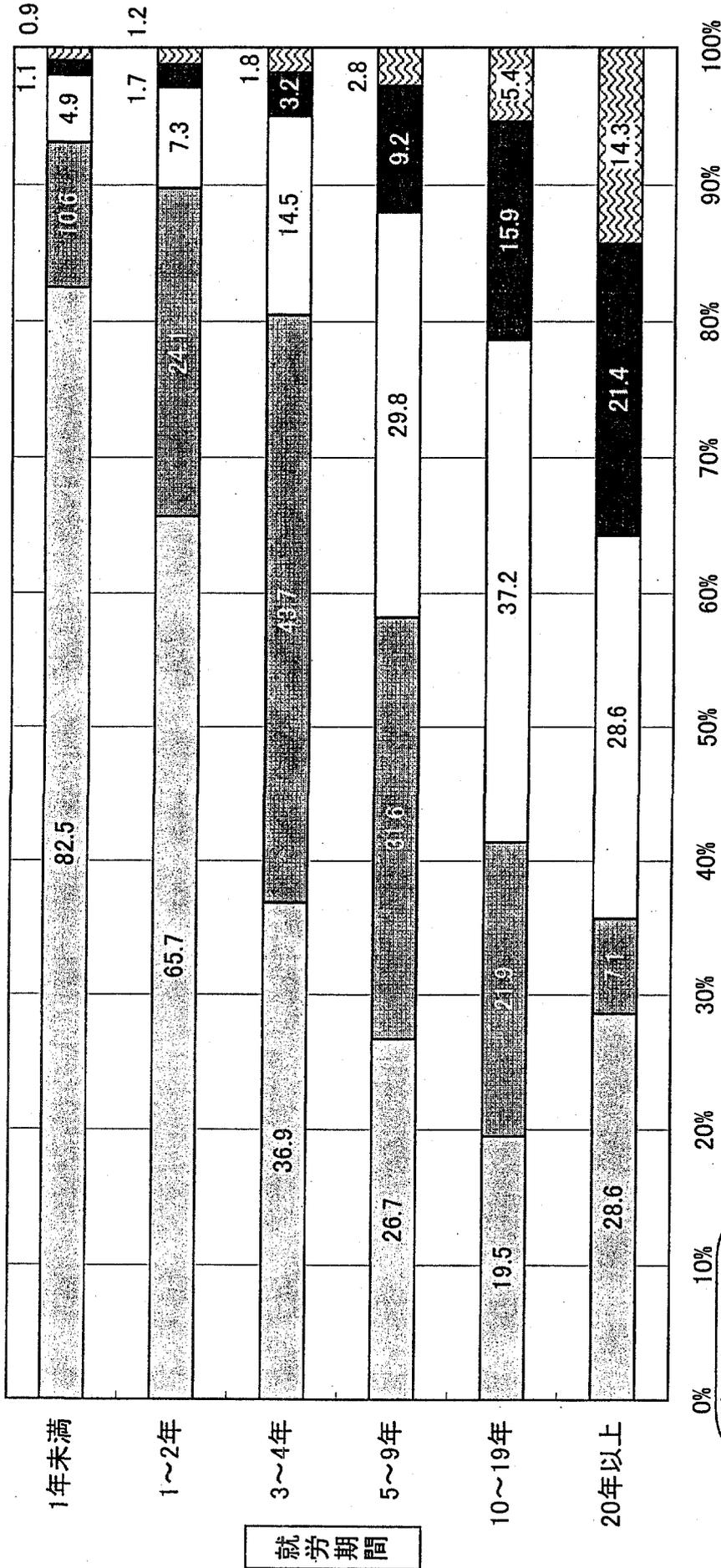
短時間労働者の勤続期間(労働者数割合)



(注)「賃金構造基本統計調査」によれば、女性パートタイム労働者の平均勤続年数は、平成11年において4.9年

資料出所：日本労働研究機構 平成11年
「職場における多様な労働者の活用実態に関する調査」

現在の職場での就労期間別短時間労働者の正社員との職務レベルの比較

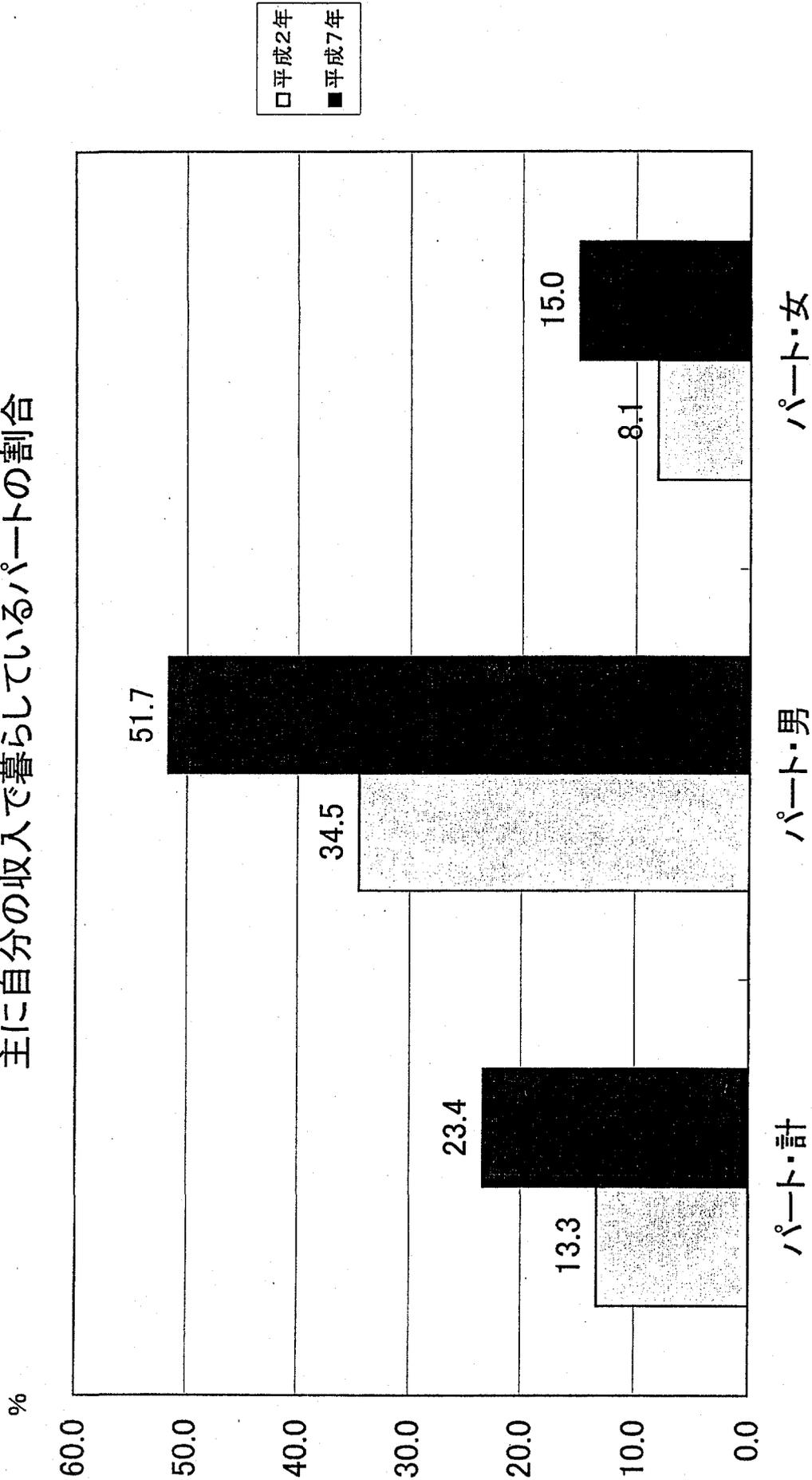


正社員との職務レベルの比較

□ 1~2年 ■ 3~4年 □ 5年目以降 ■ グリーダークラス ▨ それ以上

資料出所:「職場における多様な労働者の活用実態に関する調査」(平成11年)

主に自分の収入で暮らしているパートの割合



資料出所: 労働省「パートタイム労働者総合実態調査」

短時間労働者に厚生年金の適用を拡大した場合における年金財政への影響

○標記の年金財政への影響の評価については、今後の労働力の見通しや適用拡大の範囲等によるため、財政再計算において検討することとしているが、定性的には以下のように整理される。

	厚生年金財政に影響する要素	年金財政上の評価
短期的	保険料収入の増加が支出の増加に先行するため、当面は積立金が増加する	支え手の拡大により、当面の収支の安定化に貢献し、今後の計画的な年金制度運営に資する
長期的	現在第3号被保険者である短時間労働者については、賃金は一般労働者に比べて低いが、これらの者に対する基礎年金の給付を賄う負担が新たに生じないため、厚生年金財政上は適用拡大はプラスの要素となる 現在第1号被保険者である短時間労働者については、これらの者に対する基礎年金の給付を賄う負担が新たに生じ、賃金が一般労働者に比べて低いため、厚生年金財政上は適用拡大はマイナスの要素となる	プラスの要素とマイナスの要素が相殺することにより、達観してみれば年金財政上概ね中立と考えられる

派遣労働者に対する厚生年金保険の適用について

○ 派遣労働者に対する社会保険の適用については特別な定めはなく、通常の労働者と同様に就業実態に応じた適用を図ることとなる。

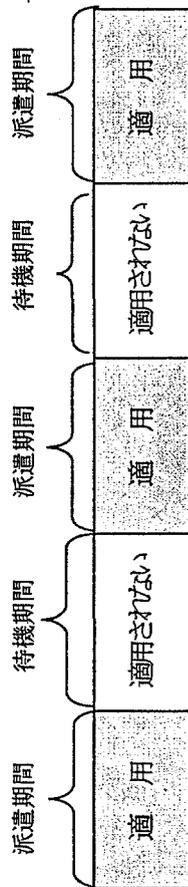
1 特定労働者派遣（常用型派遣）

常用雇用者としての要件（原則2ヶ月以上の雇用期間、通常の労働者のおおむね4分の3以上の労働日数・時間）を満たす場合には、厚生年金保険の被保険者となる。



2 一般労働者派遣（登録型派遣）

- ・ 常用雇用者としての要件を満たす場合には、派遣就業中は厚生年金保険の被保険者となる。
- ・ 待機期間中は、国民年金の被保険者（第1号又は第3号）となる。



【参考】労働者派遣事業実態調査結果報告より

・ 派遣元事業所調査結果：厚生年金保険加入率 (単位：所、%)

	総数	20%未満		40%未満		60%未満		80%未満		不明	平均加入率
		11	2	10	6	3.2	1.9	48	111		
特定	309	11	2	10	6	3.2	1.9	48	111	73	91.8%
一般	348	46	38	49	48	14.1	13.8	31.9	56	16.1	61.2%
	100.0	13.2	10.9	14.1	13.8	31.9	16.1				

・ 派遣労働者調査結果：厚生年金加入の有無 (単位：人、%)

総数	加入している		加入していない		わからぬ		不明
	1368	67.4	277	13.7	55	2.7	
2029	1368	67.4	277	13.7	55	2.7	329
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0